

滋賀県内水面漁業振興計画（第 3 期）の策定について

1. 計画の概要

- 「内水面漁業の振興に関する法律(平成 26 年法律第 103 号)」に基づいて策定する県計画。県が策定する農業・水産業基本計画を上位計画に位置付ける。
- 同法でいう内水面漁業には、琵琶湖を含めた湖沼、河川、養殖池での「漁業」と「養殖業」が該当。
- 計画期間は、令和 8 年度から令和 12 年度までの 5 年間。
(現行計画：令和 3 年度から令和 7 年度まで)

2. スケジュール

令和 7 年 10 月	常任委員会へ計画素案説明
12 月	常任委員会へ計画原案と意見募集(パブコメ)について説明
令和 8 年 1 月	意見募集実施
3 月	常任委員会へ意見募集結果および計画案の報告
3 月末	計画策定・公表

滋賀県内水面漁業振興計画（第3期）素案の概要

I はじめに

1. 計画策定の趣旨

- 滋賀県では、内水面で行われる琵琶湖漁業、河川漁業、魚類養殖業および淡水真珠養殖業に加え、これらの産業で産出された魚介類を扱う水産加工業が営まれており、食料としての水産物を供給するとともに宝飾品としての淡水真珠を産出するほか、人々が自然と親しむ機会の提供などの機能を有しており、人々の豊かで潤いのある暮らしの形成に寄与している。特に、琵琶湖漁業は、世界農業遺産『森・里・湖(うみ)』に育まれる漁業と農業が織りなす「琵琶湖システム」の主要な構成要素であり、歴史に裏付けられた特色ある産業として将来に引き継いでいく必要がある。
- 内水面漁業の基盤となる琵琶湖および河川では、これまでの産卵繁殖場の減少等に加え、近年、琵琶湖の生産力の低下が強く疑われ、気候変動の影響等による水産資源の減少や、自然災害の頻発化・大規模化などによる漁場環境の悪化が進行している。漁業者の減少と高齢化も深刻化しており、水産物の供給機能はもとより、遊漁の場の提供など、内水面漁業に本来期待される機能を果たすことが困難になりつつある。
- 本計画は、本県内水面漁業の振興を図るため、滋賀県農業・水産業基本計画を上位計画に位置付け、内水面漁業の課題解決に資する事項を記載している。今般、現行計画(第2期)の期間が満了を迎えることに伴い「内水面漁業の振興に関する法律」の趣旨および国の基本方針に沿って第3期の計画を策定するもの。

2. 計画の期間

令和8年度から令和12年度までの5年間

II 現状と課題

1. 水産資源の回復・養殖に関する現状と課題

昭和30年代に約10,000トンあった琵琶湖漁業の漁獲量は、平成23年以降、1,000トンを下回っている。漁業の基盤となる水産資源は、従来からの外来魚やカワウによる食害等に加え、近年では、気候変動に伴う温暖化と降水量の変化に伴う河川水温の上昇によるアユの産卵不調や成長不良という新たな課題と、琵琶湖の生産力の低下の強い懸念に直面している。このため、種苗放流等による資源添加や有害生物の被害防除対策の強化はもとより、漁場生産力の評価および向上に関する技術開発や、気候変動が水産資源にもたらす影響の把握と実効性のある対策が求められている。

アユやマス類等を生産する魚類養殖では、冷水病等の魚病による歩留まり低下や餌料価格の高騰に伴う生産率の低下が続いていることに加え、資源減少によりアユ種苗

の供給不足が発生するなど、養殖生産量が減少する傾向が見られている。また、淡水真珠養殖では、養殖漁場の環境悪化により真珠生産量が低迷し、いまだ回復の兆しが見られていない状況となっている。こうしたことから、養殖生産量の確保に向けては、養殖現場における魚病対策推進のほか、種苗や母貝の安定供給を図る事に加え、餌料の価格高騰対策、生産効率向上の取組が求められている。

2. 漁場環境の再生に関する現状と課題

琵琶湖南湖では、これまでの湖底耕耘などの各種対策の効果により、「魚のゆりかご」としての機能回復もみられつつある。しかし、依然として、琵琶湖では、産卵の場、仔稚魚の成育の場として重要なヨシ群落や内湖は失われたままであり、セタシジミの成育場である砂地の減少、水草の過剰繁茂といった漁場環境の悪化が続いている。

河川では、砂礫河原や瀬・淵の減少と堰などの河川横断工作物による水産資源の成育場の減少や移動の阻害により、生息環境が悪化した。近年では、ニホンジカの増加や気候変動により多発傾向にある局地的な大雨によってもたらされた荒廃した森林の増加等が、降雨後の濁水発生を長期化させるなど漁場環境の悪化を招いている。

これらのことから、琵琶湖における水草除去等や自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備の推進および森林の整備と保全等の取組により、漁業と養殖業の生産基盤となる漁場環境の再生を図ることが求められている。

3. 内水面漁業の健全な発展に関する現状と課題

本県の内水面漁業は、漁場で生産された水産物を市場に供給するだけでなく、長い歴史の中で受け継がれてきた漁労技術や漁村文化、湖魚を用いる食文化等を次世代へ受け継ぐ役割を担っているほか、人々が河川に親しむ場の提供や水産生物と環境について学習する場を提供するなど、多面的な機能を果たしてきた。内水面漁業の健全な発展は、人々が将来に渡って滋賀の水産物を享受し、暮らしの豊かさと潤いを保つ事に寄与するものであるが、漁業を始めとする内水面漁業の担い手の高齢化と減少が進行するに従い、内水面漁業が持つ多面的機能の消失が危惧される状況となっている。

このため、研修や漁船・漁具の購入支援等の担い手確保に向けた取組や、水産物の消費者等への利用訴求と市場へ届ける流通の改善による消費と流通の拡大、漁業組織再編等による漁業経営基盤の強化などを進める必要がある。また、漁業者と地域住民の連携による活動の促進や地域の特色を生かす「湖業（うみぎょう）」の展開、河川漁場の適正な利活用の促進など、漁村の有する多面的機能の発揮に繋がる支援が必要となっている。

Ⅲ 目指す姿（10年後）

- 本県ならではの魅力ある魚介類が安定的に供給されていることに加え、環境保全活動や食文化と漁村文化の継承といった水産業が持つ多面的な機能が発揮されている姿を目指す。

- とりわけ琵琶湖漁業においては、栄養塩等の健全な循環に支えられた豊かな漁場生産力を基盤として、持続的な発展へと繋がる「少数でも一人ひとりが精鋭の“儲かる漁業”」が実現している姿を目指す。

IV 滋賀県内水面漁業の振興に関する施策

1. 水産資源の回復・養殖に関する事項

(1) 琵琶湖漁業

■迅速な資源評価に基づく資源管理の推進 ■気候変動や漁場生産力、資源状況に応じた増殖と管理の推進 ■種苗生産・放流施設の機能の維持・強化によるアユ等水産資源の安定化 等

(2) 河川漁業

■河川等での種苗放流等の増殖の推進 ■放流後の生残の高い種苗の開発や種苗放流の代替増殖技術の開発の推進 ■在来マスの保護とその有効活用促進 ■醒井養鱒場での良質なマス類種苗の生産確保 等

(3) 養殖業

■養殖用アユ種苗の供給率の安定化 ■琵琶湖産アユの需要拡大 ■湖中養殖技術等によるビワマス等のマス類養殖の振興 ■淡水真珠養殖の推進 ■アユ冷水病等の魚病の防疫対策 等

(4) 琵琶湖の生産力の評価

■漁場生産力の評価および向上技術の開発 等

(5) 気候変動（温暖化）の影響への対応

■気候変動等をふまえた水産資源の変動要因の解明と効果的資源回復技術の開発 ■人工河川の機能の最大限の活用と効果的な運用の実施 ■漁場環境の長期的な変化の把握に資する漁場環境モニタリング調査の継続 等

(6) 特定外来生物やカワウによる被害の防止対策等

■県域におけるオオクチバス、コクチバス、ブルーギルおよびチャネルキャットフィッシュの徹底的な防除 ■カワウの個体数管理と漁場等での被害防除 ■侵略的外来水生植物対策 等

2. 漁場環境の再生に関する事項

(1) 漁場環境の再生

■琵琶湖の水質汚濁防止 ■産卵繁殖場等漁場環境の保全再生 ■河川やその他湖沼の水質保全、水管理、生息環境の連続性の保持 等

(2) 森林の整備および保全

■水源林の保全・管理、森林資源の循環利用による森林整備、森林生態系の保全 等

(3) 自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備の推進

■多自然川づくりによる多様な川相の形成・維持 等

3. 内水面漁業の健全な発展に関する事項

(1) 効率的かつ安定的な漁業経営の促進

■漁業団体の再編による組織強化と機能の充実の促進 ■漁業共済の加入促進等
■「浜の活力再生プラン（浜プラン）」の作成と実践を支援 ■産地から消費に至るまでの革新的な湖魚流通の展開 ■効率的漁法の導入支援と関連する漁業制度の見直し ■釣り教室等による遊漁人口拡大の取組を支援 等

(2) 人材の育成および確保

■新規就業希望者への研修等の充実 ■漁船・漁具の安定的確保の支援 ■漁村における女性の活躍促進 ■水産業普及指導員の活動体制強化 ■河川漁業の経営能力向上に資する支援 等

(3) 湖魚の消費拡大の取組等への支援

■観光関連事業者等との連携による湖魚消費喚起 ■水産資源の新たな活用に係る取組を促進 ■湖魚のイメージ向上と消費者への利用訴求 等

(4) 多面的機能の発揮に資する取組の支援

■地域の特色を生かした「湖業（うみぎょう）」の展開の支援 ■漁業者と地域住民等の連携による活動の支援

(5) 本県漁業に対する理解と関心の増進

■体験型環境学習、学校教育、食育活動での湖魚等の活用 ■漁村の関連人口の拡大 ■消費者等による漁村応援活動の促進 ■市町による漁村活性化の支援 等

4. その他内水面漁業の振興に関する重要事項

(1) 試験研究および学びに資する施設の機能強化

■水産試験場における先進的研究および県民の学びの機会提供機能の強化 ■醒井養鱒場における種苗供給・学習機会提供・観覧展示・研究機能の高度化

(2) 内水面漁業の振興に関する協議会の設置

■水産資源の回復や漁場環境の再生に関する協議会の設置

(3) 頻発・大規模化する自然災害への対策

■漁場や漁業施設の復旧に対する支援 等

5. 令和12年度の目標とする指標

- ・琵琶湖の漁獲量
- ・新規漁業就業者数
- ・琵琶湖の水産物を食べた県民の割合 等

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17

滋賀県内水面漁業振興計画
(第3期)
【素案】

令和8年（2026年） 月
滋賀県

目次

18	
19	I はじめに
20	1 計画策定の趣旨
21	2 計画の期間
22	II 現状と課題
23	1 本県水産業の概要
24	（1）琵琶湖漁業
25	（2）河川漁業
26	（3）養殖漁業
27	① 魚類養殖業
28	② 淡水真珠養殖業
29	2 水産資源の回復・養殖に関する現状と課題
30	3 漁場環境の再生に関する現状と課題
31	4 水産業の健全な発展に関する現状と課題
32	III 目指す姿（10 年後）
33	IV 滋賀県内水面漁業の振興に関する計画
34	1 水産資源の回復・養殖に関する事項
35	（1）琵琶湖漁業
36	（2）河川漁業
37	（3）養殖漁業
38	（4）琵琶湖の生産力の評価
39	（5）気候変動（温暖化）の影響への対応
40	（6）特定外来生物やカワウによる被害の防止措置に対する支援等
41	2 漁場環境の再生に関する事項
42	（1）漁場環境の再生
43	（2）森林の整備および保全
44	（3）自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備の推進
45	3 水産業の健全な発展に関する事項
46	（1）効率的かつ安定的な漁協経営の促進
47	（2）人材の育成および確保
48	（3）湖魚の消費拡大の取組等への支援
49	（4）多面的機能の発揮に資する取組への支援
50	4 その他内水面漁業の振興に関する重要事項
51	（1）試験研究および学びに資する施設の機能強化
52	（2）内水面漁業の振興に関する協議会の設置
53	（3）頻発・大規模化する自然災害への対応
54	5 令和 12 年度の目標とする指標

I はじめに

1 計画策定の趣旨

滋賀県では、内水面で行われる琵琶湖漁業、河川漁業、魚類養殖業および淡水真珠養殖業に加え、これらの産業で産出された魚介類を扱う水産加工業が営まれている。本計画では、本県で営まれるこれらの水産業を内水面漁業として扱う。本県の内水面漁業は、食料としての水産物を供給するとともに宝飾品としての淡水真珠を産出するほか、人々が自然と親しむ機会の提供などの機能を有しており、人々の豊かで潤いのある暮らしの形成に寄与している。特に、琵琶湖漁業は、世界農業遺産『森・里・湖(うみ)に育まれる漁業と農業が織りなす「琵琶湖システム」』の主要な構成要素であり、歴史に裏付けられた特色ある産業として将来に引き継いでいく必要がある。

内水面漁業の基盤となる琵琶湖および河川では、これまでの開発等による魚介類の産卵繁殖場の減少、外来魚やカワウによる食害等に加え、近年強く疑われる琵琶湖の生産力の低下や気候変動にともなう水温上昇や貧酸素化の進行、局地的な豪雨の頻発化・大規模化による土砂流出などにより漁場環境の悪化が進行し、アユなど主要な水産資源の減少を招いている。さらに、漁業の担い手である漁業者の減少と高齢化も深刻化しており、水産物の供給機能はもとより、遊漁の場の提供など、内水面漁業に本来期待される機能を果たすことが困難になりつつある。

本計画は、本県の内水面漁業の振興を図るため、「内水面漁業の振興に関する法律」(平成26年法律第103号)に基づき、国が定める基本方針に沿って策定するもので、滋賀県農業・水産業基本計画を上位計画に位置付け、内水面漁業の課題解決に資する事項を記載している。今般、現行計画(第2期)の期間が満了を迎えることに伴い、第3期の計画を策定するものである。本計画に基づく取組を進めることは、本県の内水面漁業の振興のみならず、SDGsの目標達成、「琵琶湖システム」の価値や魅力を一層高めることにも貢献するものである。

2 計画の期間

本計画は、令和 8 年度（2026 年度）から令和 12 年度（2030 年度）までの 5 年間を計画期間とする。

Ⅱ 現状と課題

1 本県の内水面漁業の概要

（1）琵琶湖漁業

琵琶湖は本県の面積のおよそ 6 分の 1 を占める日本最大の湖であり、世界でも有数の古代湖である。海と隔絶されたこの広大な閉鎖性水域では、長い年月をかけて多くの固有種を含む多様な魚介類が育まれてきた。

琵琶湖では、平安時代の和歌にも詠われたえり漁をはじめ、追さで網漁、あゆ沖すくい網漁といった多様な形態の漁法が駆使され、アユ、ニゴロブナ、ホンモロコおよびビワマス等の魚類、スジエビ等のエビ類、セタシジミなどの貝類が長年にわたって漁獲されてきた。琵琶湖漁業によって供給されてきたこれらの水産物は、ふなずしや佃煮等の滋賀の食文化の形成に重要な役割を担ってきた。

琵琶湖漁業の漁獲量は、昭和 30 年頃（1955 年頃）には年間 10,000 トン前後あったが、その後大きく減少し、1,000 トンを下回る状況が平成 23 年（2011 年）以降続いている。外来魚を除いた令和 5 年（2023 年）の漁獲量は 652 トンで、基幹魚種であるアユ（鮮魚流通用、養殖・放流種苗用）が 264 トンと最も多く全体の 40%を占めている。

（2）河川漁業

本県には大小 400 本以上の河川があり、琵琶湖から流出する唯一の自然河川である瀬田川を除いて、ほとんどの河川は周囲の山々から琵琶湖へと流れ込んでいる。

県内の河川や余呉湖には、漁業法にもとづく第五種共同漁業権漁場が 18 漁場設定されている。これらの漁場では、漁業協同組合（以下、漁協という）によってアユ、アマゴ、イワ

ナおよびワカサギなど漁業権対象魚種の増殖事業が行われ、竿釣りや投網などによって、漁業や遊漁が行われている。本県の河川漁業の特徴は、追いが良いと評判の高い湖産アユを対象とした友釣りが人気で、河川規模が小さいことから大雨後の濁りの収まりが早いことや初心者がアユの友釣りを始めやすいといった有利な条件が整っている。

県内漁場を訪れる遊漁者数は、昭和 52 年（1977 年）の 11 万人をピークに令和 6 年（2024 年）には 3 万人を下回っている。遊漁収入の減少と組合員の減少もあいまって、河川漁場を管理する漁業協同組合の経営は苦しい状態が続いている。

（３）養殖業

① 魚類養殖業

本県では、アユやマス類などを中心とした魚類養殖業が行われている。アユの養殖は、琵琶湖や流入河川で種苗として漁獲される豊かなアユ資源を背景に、食用はもとより河川放流用の種苗を全国に供給するために活発に行われてきた。アユの養殖生産量は平成 14 年（2002 年）までは 800 トン前後を維持していたが、令和 5 年（2023 年）には 206 トンとその 4 分の 1 程度に減少している。また、琵琶湖産アユの河川放流用種苗としての全国シェアは、冷水病の蔓延防止と地元産人工種苗を活用する方針が各地で定着したため、平成 7 年度（1995 年）の 65%から令和 5 年度（2023 年度）には 24%（農林水産省統計情報部調べ）にまで低下している。

琵琶湖固有種のビワマスを実用的な養殖魚として開発した高成長系ビワマスは、平成 24 年（2022 年度）に全雌三倍体種苗が「びわサーモン」として商標登録された。県内の養殖業者がびわサーモン振興協議会を組織して養殖に取り組んでおり、令和 6 年（2024 年）の生産量は約 10 トンとなっている。びわサーモンは年間を通して脂がのった旬の状態出荷できることが最大の特徴であり、県内の飲食店を中心に引き合いが強いものとなっている。

② 淡水真珠養殖業

琵琶湖産淡水真珠には、真珠母貝の体内に他個体の外套膜小片を移植することで得られる

無核真珠と、外套膜小片を真珠核と密着させて移植する有核真珠があり、自然の力による多様な造形が特徴となり、国内はもとより中東、アジア、ヨーロッパで人気を博した。昭和40年代半ば（1970年代）には年間6,000kgを超える生産量を誇り、昭和55年（1980年）には年間生産額が40億円を超え、主として海外に輸出されていたが、昭和60年（1985年）以降、漁場環境の悪化などによる成長不良等で急激に衰退し、令和5年（2024年）の生産量は15kgとなっている。

2 水産資源の回復・養殖に関する現状と課題

本県では、令和3年度（2021年度）に、令和8年度（2026年度）を目標とした水産動物の種苗の生産および放流ならびに水産動物の育成に関する基本計画（第8次栽培漁業基本計画）を策定し、漁業生産または漁場保全に貢献する7魚種（ニゴロブナ、アユ、ビワマス、セタシジミ、ワタカ、ゲンゴロウブナおよびウナギ）を対象とした増殖事業に取り組んでいる。また、令和4年（2022年）には滋賀県資源管理方針を定め、主要な5魚種（アユ、ニゴロブナ、ホンモロコ、ビワマスおよびセタシジミ）を対象として、科学的な資源評価に基づき、それぞれの魚種における目標とする資源水準を定めた資源管理を進めている。その一方で、食害を及ぼす生物や気候変動等、水産資源を取り巻く環境には様々な変化が生じており、水産資源の回復の妨げとなっている。

琵琶湖におけるオオクチバスやブルーギルの生息量は、平成19年（2007年）には2,000トンを上回っていたが、これまでの駆除対策により令和5年（2023年）には370トンまで減少してきたが、水産資源の食害を防止するため、効率的な駆除技術の開発を進めつつ、生息量の更なる低減が必要である。また、琵琶湖以外のダム湖や湖沼にもオオクチバスやブルーギルが多く生息しており、一部の河川やダム湖ではコクチバスの再生産が確認されている。加えて、瀬田川を中心にチャネルキャットフィッシュの増加が確認されており、琵琶湖への拡散防止対策が必要となっている。

県内のカワウの春季生息数は、平成 21 年（2009 年）には 3 万羽を超えていたが、竹生島や伊崎半島における営巣地での銃器捕獲などにより平成 27 年（2015 年）には 8,000 羽を下回るまで減少した。しかし、近年では、内陸部等における新たなコロニー形成により生息数が再び増加し、令和 6 年春季生息数は約 18,000 羽となっている。生息数を低減させつつ、漁場での被害を防止するための対策が必要となっている。

侵略的外来水生植物であるオオバナミズキンバイ等が、造成したヨシ群落や浮産卵床等の産卵繁殖施設において繁茂し、それらの機能を阻害している。

琵琶湖と河川の生態系は近年、気候変動に伴う温暖化や降水量の変化の影響を大きく受けている。令和 5 年（2023 年）と 6 年（2024 年）にみられた 9 月まで続く高い気温と少雨は、アユの産卵場である河川の水温を上昇させ、本種の産卵不調を招いた。さらに、温暖化は、琵琶湖での成層期間の長期化を通じて北湖沖合湖底における貧酸素化、全層循環の未了および循環期間の短縮を招くとともに、表層での栄養塩の枯渇を引き起こし、水産資源の餌環境にも影響を与えている可能性がある。

このため、水産資源を回復させるには、種苗放流等による資源添加や有害生物の被害防除対策の強化はもとより、漁場生産力の評価および向上に関する技術開発や気候変動が水産資源にもたらす影響の把握と実効性のある対策が求められている。

アユやマス類等を生産する魚類養殖では、冷水病等の魚病による歩留まり低下や餌料価格の高騰にともなう生産コストの上昇などにより生産効率の低下が続いていることに加え、資源減少によりアユ種苗の供給不足が発生するなど、養殖生産量が減少する傾向が見られている。また、淡水真珠養殖では、アオコの発生等養殖漁場の環境悪化により真珠生産量が低迷し、いまだ回復の兆しが見られていない状況となっている。こうしたことから、養殖生産量の確保に向けては、養殖現場における魚病対策の推進、種苗や母貝の安定供給を図ることに加え、餌料の価格高騰対策、生産効率向上の取組が求められている。

3 漁場環境の再生に関する現状と課題

琵琶湖では、高度経済成長期以降、琵琶湖総合開発をはじめ湖岸の開発が進められた結果、コイやフナなど多くの在来魚類にとって産卵の場であり、仔稚魚の成育の場でもある水辺のヨシ群落や内湖の多くが失われた。

また、かつてセタシジミの好漁場であった砂地の水域も、湖底の泥化や、砂利採取等でできた多くの窪地の存在により、魚介類の生息環境として悪化しており、多くの漁場が失われている。琵琶湖南湖では、水草が過剰に繁茂し、底層の貧酸素化、底泥のヘドロ化、魚の回遊経路の閉塞などによる漁場環境の悪化がみられたが、近年は湖底耕耘などの各種対策の効果により「魚のゆりかご」としての機能が回復しつつある。

効率的に治水安全度の向上を図ることを優先したかつての画一的な河道整備は河川内の砂礫河原や瀬・淵を減少させ、水産生物の隠れ場や産卵場などの成育の場を減少させた。また、堰などの河川横断構造物により、水産生物の遡上・降下が妨げられ、生息環境は悪化した。現在は、河川改修工事等においては多自然川づくりを基本とし、河川環境の保全に努めている。

ニホンジカの増加や気候変動により多発傾向にある局地的な大雨によってもたらされた荒廃した森林の増加等が、降雨後の濁水発生を長期化させるなど漁場環境の悪化を招いている。令和4年（2022年）8月に長浜市と福井県境で生じた豪雨は、高時川流域に大きな被害を及ぼして長期間の濁水を発生させた。その結果、下流にあるアユの産卵場には泥が堆積し、産卵場の機能を著しく低下させた。

これらのことから、琵琶湖における水草除去等や自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備の推進および森林の整備と保全等の取組により、漁業と養殖業の生産基盤となる漁場環境の再生を図ることが求められている。

4 内水面漁業の健全な発展に関する現状と課題

本県の内水面漁業は、漁場で生産された水産物を市場に供給するだけでなく、長い歴史の中で受け継がれてきた漁労技術や漁村文化、湖魚を用いる食文化等を次世代へ受け継ぐ役割を担っているほか、人々が河川に親しむ場の提供や水産生物と環境について学習する場を提供するなど、多面的な機能を果たしてきた。内水面漁業の健全な発展は、人々が将来に渡って滋賀の水産物を享受し、暮らしの豊かさと潤いを保つ事に寄与するものであるが、担い手の高齢化と減少が進行するに従い、内水面漁業が持つ多面的機能の消失が危惧される状況となっている。

令和5年の琵琶湖漁業就業者数は576人で、昭和50年代（1970年）以降、大きく減少している。年齢構成は、65歳以上の割合が増加し全体の6割を超えており、高齢化が進行している。

令和6年（2024年）の漁協合併を経た現在、琵琶湖沿湖に15の漁業協同組合が存在しているが、組合員の減少と財務基盤の弱体化が深刻となっている。漁協の合併等による経営基盤の強化や、漁業の担い手の確保・育成は、琵琶湖漁業のみならず内水面漁業全般にわたる課題となっている。就業希望者や新規就業者向けの研修の実施、漁船や漁具の購入支援、効率的な漁具漁法の導入といった担い手の確保に繋がる取り組みが必要である。

湖産魚介類の消費・流通は長引く漁獲量の低迷による市場の縮小や喪失、家庭で食べる機会の減少等により極めて限定的なものとなっている。また、新型コロナウイルス感染症による社会・経済情勢がもたらした影響は、観光需要や外食需要への依存度が高い画一的な本県産水産物の流通構造の脆弱さを浮き彫りにした。そのため、湖産魚介類のブランド化、消費者等への利用訴求と市場へ届ける流通の改善、ニーズに合った加工製品の開発、販路の開拓等による消費拡大が重要となっている。

河川漁協は、組合員の減少と高齢化が進んでおり、漁場を日常的に管理する人員も不足している。現在、16の河川漁協が存在しているが、組合員減少や漁場を訪れる遊漁者の減少に伴う遊漁料収入の減少等により漁協経営は厳しく、平成30年度以降でも3漁協が解散して

いる。

こうした中、地域住民の連携による活動の促進や地域の特色を生かす「湖業（うみぎょう）」の展開や釣り教室等による遊漁人口の拡大の取組など、漁村の有する多面的機能の発揮に繋がる支援が求められている。

Ⅲ 目指す姿（10年後）

本県ならではの魅力ある魚介類や淡水真珠が安定的に供給されていることに加え、環境保全活動や食文化と漁村文化の継承といった内水面漁業が持つ多面的な機能が発揮されている姿を目指す。

とりわけ琵琶湖漁業においては、栄養塩等の健全な循環に支えられた豊かな漁場生産力を基盤として、持続的な発展へと繋がる「少数でも一人ひとりが精鋭の“儲かる漁業”」が実現している姿を目指す。

目指す令和 17 年度の姿の図を挿入予定

Ⅳ 滋賀県内水面漁業の振興に関する計画

1 水産資源の回復・養殖に関する事項

（１）琵琶湖漁業

- ・水産資源を持続的かつ最大限利用するため、漁業者による日々の漁獲量や漁獲努力量等の報告を促進し、併せて、水産試験場による迅速な資源評価に基づく漁業者による資源管理の取組を推進する。

- ・ニゴロブナやホンモロコ、アユ、セタシジミ、ビワマス、ウナギなど水産重要種について

て、気候変動や漁場生産力および資源状況に応じた増殖と管理を推進する。

- ・特に、本県漁業の基幹魚種であるアユについては、近年、気候変動等によりその資源が減少していることから、資源状況の評価や資源予測手法の精度の向上を進めるとともに、アユ産卵用人工河川の効果的な運用や適切な資源管理の実施により、資源の増大および安定化を図る。
- ・セタシジミについては、長年にわたり資源状況の低迷が続いており深刻な状況にあるため、より効果的な種苗放流や資源管理の高度化等の資源回復対策の強化を図る。
- ・増殖事業に取り組む漁業団体への支援を強化するとともに、アユ産卵用人工河川や琵琶湖栽培漁業センターなど老朽化した種苗生産拠点の機能の維持や強化を図る。
- ・ビワマスの遊漁については、漁業とのバランスに配慮した漁場と資源の利用調整により適正化を推進する。

(2) 河川漁業（河川および琵琶湖を除く湖沼）

- ・遺伝的な保全や防疫対策の観点から、漁協が河川漁業の振興を図る目的で実施している琵琶湖産アユ種苗や良質なマス種苗を放流する取組を支援する。
- ・マス類については、放流後の生残率かつ定着率が高い種苗の開発を推進するとともに、禁漁区の設定など種苗放流の代替となる増殖技術の開発を推進する。
- ・マス類の漁場においては、水温環境に応じた魚種（アマゴ、イwana）を選定し、気候変動に適応した漁場利用を推進する。
- ・多様な遊漁者のニーズに応えるため、在来マスが生息する河川についてはそれらの保護を図るとともに、遊漁や河川漁業振興に有効な利用を促進する。
- ・マス類の放流用種苗生産拠点である醒井養鱒場が良質な種苗の提供を継続できるよう、その生産機能の充実に向けた検討を進める。

(3) 養殖業

- ・なわばり性が強く、友釣り用の放流種苗として優れていることや、養殖魚として鱗が細

かく姿形が美しいなど琵琶湖産アユの優れた特性を県内外に積極的にPRし、需要の拡大と普及を図る。

- ・養殖および放流用種苗として利用されるヒウオ（アユ仔魚）の供給率の安定化を図る。
- ・放流用アユ種苗の流通量増大に資する健苗性を確保するため、冷水病やエドワジエラ・イクタルリ感染症の保菌検査を推進する。
- ・アユ冷水病については、投薬や加温処理による対策の普及に努めるとともに関係機関と連携し、ワクチンによる予防技術の開発を推進する。
- ・養殖ビワマスなど本県特産の強みを生かした養殖品種および高品質な養殖魚を生産するため、湖中養殖など新たな手法も取り入れた養殖技術を確立し、生産者団体等への普及・指導に努めるとともに、生産者団体等が行う養殖魚のPRや品質の高度化の取組を促進し、本県特産養殖魚として普及、消費拡大を推進する。
- ・安全で安心な養殖魚の供給のため、防疫対策の徹底による疾病の発生防止を図るほか、疾病発生時に迅速な魚病診断を可能とする検査体制を確保するとともに、水産用医薬品の適正使用に向けた指導・助言を行う。
- ・陸上循環養殖について持続的養殖生産確保法に基づく届出等に係る指導を行うほか、関係者からの求めに応じた必要な指導・助言に努める。
- ・真珠の振興に関する法律に基づき策定した「滋賀県淡水真珠振興計画」により、本県特産の淡水真珠養殖業の振興を図る。

（４）琵琶湖の生産力の評価

- ・アユやホンモロコシの成長不良やニゴロブナ的小型化、セタシジミの肥満度低下など、餌不足に起因する現象が見られており、漁場生産力の低下が強く疑われていることから、栄養塩からプランクトン、魚介類へのつながりに関する調査研究を進めるとともに、漁場生産力の評価および向上に関する技術を開発する。
- ・ニゴロブナやホンモロコシ、アユ、セタシジミ、ビワマス、ウナギなど水産重要種につい

293 て、気候変動や漁場生産力および資源状況に応じた増殖と管理を推進する。(再掲)

294 **(5) 気候変動(温暖化等) への対応**

- 295 ・ 漁場環境モニタリング調査を継続して実施し、気候変動による漁場環境の変化について
- 296 的確に把握する。
- 297 ・ 漁業者の操業場所や水深等の決定の判断材料に資するため、湖水温や北湖沖合湖底での
- 298 溶存酸素濃度といった漁場環境モニタリング調査結果を迅速に公表する。
- 299 ・ 気候変動が水産資源に及ぼす影響を明らかにし、効果的な資源回復技術の開発を行う。
- 300 ・ アユ産卵用人工河川の機能を最大限活用し、気候変動に適応した効果的な運用を行う。
- 301 ・ 温暖化の進行を緩和するため、漁業者による漁船の燃油削減運動を促進する。
- 302 ・ 漁業共済への加入促進に取り組むほか、温暖化等の気候変動による自然災害等のリスク
- 303 に対応する漁場や漁業施設の復旧に対する支援に努める。

304 **(6) 特定外来生物やカワウによる被害の防止対策等**

- 305 ・ オオクチバスやブルーギルについては、多様な手法を組み合わせた効果的かつ徹底的な
- 306 防除や再放流禁止など、生息量低減のための取組を実施する。とりわけ、オオクチバス
- 307 を減らしきれていない琵琶湖北湖での効果的な駆除手法を開発し、その生息量の低減を
- 308 進める。
- 309 ・ 今後被害が懸念されるチャネルキャットフィッシュやコクチバスなどの外来生物につい
- 310 ては、生息状況の把握や効果的で効率的な防除手法の確立を推進する。とりわけ、チャ
- 311 ネルキャットフィッシュについては、琵琶湖への生息域拡大の懸念が高まっていること
- 312 から、瀬田川を中心に徹底的な防除を実施する。
- 313 ・ カワウについては、銃器駆除が困難な内陸部でのコロニーやねぐらの増加により生息
- 314 数が増加していることから、広域的な連携による個体数管理を行う。また、漁場での追
- 315 い払いといった市町等が実施する防除措置に対して支援を行う。
- 316 ・ 産卵繁殖施設等の機能を阻害するオオバナミズキンバイ等の侵略的外来水生植物の防

除を推進する。

2 漁場環境の再生に関する事項

(1) 漁場環境の再生

- ・持続的な污水处理システムの構築、面源負荷対策、流入河川・底質改善対策、その他水質汚濁防止対策、「環境こだわり農業」など環境に配慮した農業の普及により琵琶湖が人々の生活を支え得る健全な水環境を維持することに努める。
- ・良好な水質と水産資源を育む豊かな生態系を両立する水質管理手法を検討する。
- ・農地が持つ水源かん養機能や貯留機能の維持・向上のため、農地の面的確保や保全・整備、農業用排水施設やため池の適切な維持管理・更新を推進する。
- ・在来魚の回復の兆しが見られている琵琶湖南湖の漁場再生をより確実なものとするため、水草除去による漁場改善と魚類の移動経路の確保、造成した砂地の適切管理、水草を摂食するなど環境保全に役立つ在来魚の放流を推進する。
- ・ヨシ群落は在来魚の産卵繁殖の場として重要な生息環境であるため、機能の回復・保全等を推進する。
- ・内湖などの湿地帯（エコトーン）は、在来魚の産卵繁殖場として重要な役割を有していることから、その機能の保全および再生を推進する。
- ・在来魚が水田に遡上し産卵・育成できるよう、琵琶湖と水田のつながりを取り戻す「魚のゆりかご水田」の取組を推進する。
- ・水質汚濁防止法等に基づき、水質の監視を行うとともに、水質の悪化の原因である生活排水や工場・事業排水等の対策を推進し、水質の保全に努める。
- ・将来にわたり動植物の生息・生育・繁殖環境が保全されるよう、それぞれの河川における水管理の現状を踏まえ、利水者および地域住民の協力を得ながら引き続き適正な水管理に努める。

- ・河川流況の的確な把握に努め、流域における適切な水利用に向けた取組を推進する。
- ・農業用水の適正管理について関係者間の意識共有を図るとともに、節水型のシステムへの転換と農業排水の循環利用等の対策により、用水の節水や濁水の流出防止の取組を推進する。
- ・森林から琵琶湖までの土砂移動が魚類の産卵環境等の形成に大きく関係するため、流域での土砂の発生からその有効活用等までの総合的な視点により、河川における魚類の生息環境の保全手法を検討する。
- ・陸水域における生物生息環境の連続性の確保を図るため、魚類等が琵琶湖と河川を行き交い、河川において遡上・降下が容易にできるよう、効果的な魚道の整備や維持管理に努める。

（２）森林の整備および保全

- ・水源林の適正な保全および管理、森林資源の循環利用による適切な森林整備の推進、森林生態系の保全に向けた対策の推進、その他、森林の整備および保全を推進する。

（３）自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備の推進

- ・国が示す「多自然川づくり基本指針」および滋賀県の河川整備計画に基づき、河川の工事に際しては河道状況や流域の特性に応じて、自然の営力により、それぞれの川が本来有すべき河原、瀬・淵、多様な水際などの川相が形成・維持される河道が創出できるように努める。
- ・「生物多様性戦略」に基づき、河川・湖岸環境や河畔林、湖岸林の保全・回復にあたっては、「エコロジカル・コリドー」（生態回廊）としての機能に配慮するよう努める。

3 内水面漁業の健全な発展に関する事項

（１）効率的かつ安定的な漁業経営の促進

- 365 ・経営基盤の強化と集荷、販売といった流通機能および組合員サービスの充実を図るた
366 め、漁協組織のさらなる再編を進め、広域漁協の運営の円滑化に向けた支援を行う。
- 367 ・漁協等の運営の健全性を向上させるため、組合経営に関する法令順守および会計業務
368 に関して適切な指導・助言を行うとともに定期的に役職員等を対象とした研修会を開
369 催する。
- 370 ・漁業共済への加入促進に取り組むほか、温暖化等の気候変動による自然災害等のリス
371 クに対応する漁場や漁業施設の復旧に対する支援に努める。
- 372 ・浜の活力再生プラン（浜プラン）の策定や実施等を支援し、地域における漁獲量の増
373 大や魚価の向上、販路拡大などの漁業者の所得向上に向けた取組の促進に努める。
- 374 ・取り扱い魚の品質に応じた適正魚価を実現するため、漁業者が取り組む漁獲物の鮮度
375 保持と規格化等の取組を支援する。
- 376 ・琵琶湖産魚介類のブランド化、未利用水産資源（ニゴイ等）の有効活用、産地から消
377 費地に至るまでの革新的な湖魚流通の展開等により、水産物の消費拡大の取組を促進
378 する。
- 379 ・琵琶湖産魚介類の県域での集出荷体制を確立するとともに、大都市圏への多様な流通
380 経路の拡充を促進する。
- 381 ・ICT 等を活用した新たな流通・販路開拓の取組を支援する。
- 382 ・既存漁法の効率化や新規漁法の開発・導入による漁業の収益性の向上を図るため、漁
383 業制度の見直し検討を進める。
- 384 ・漁船リース事業の導入や融資制度の運用などによる漁業経営の安定化を支援する。
- 385 ・漁港関連施設の有効活用および利用適正化の取組を支援する。
- 386 ・漁船や漁具・漁網などの周辺関連事業者などの確保に関する取組を進める。
- 387 ・河川漁協等が実施する、釣り教室、ホームページやSNS等による釣り場情報の発信
388 等による河川漁場の遊漁者を増やすための取り組みに対して支援する。

- ・河川漁協の経営改善と安定化の観点から、漁協の定める漁業権行使および遊漁のルール、増殖手法、漁業と遊漁およびその他レクリエーションとの水面利用上の調整等について指導・助言を行うとともに、遊漁の電子手帖「FiShiga（フィッシング）」の運用により遊漁の適正化を推進する。
- ・河川漁協組合員が中心となって河川漁場を持続的に管理できる体制の構築に努める。

（２）人材の育成および確保

- ・漁業就業希望者を対象とする就業相談窓口業務の充実を図る。
- ・市町等との連携により新規漁業就業者の移住を支援する。
- ・琵琶湖漁業への新規就業希望者の漁業現場での短期、中期研修の開催や国の長期研修への誘導に加え、着業後の経営安定に向けた漁船・漁具の購入支援等に取り組む。
- ・担い手の漁家経営や流通販売スキルの向上のための機会の提供や支援に努める。
- ・漁協女性部の活動支援、販売事業や漁業組織の意思決定への女性の参画を促進する。
- ・河川漁業の経営能力の向上のため、自らが遊漁者に対して漁協の役割や漁場の魅力を伝える取組を支援する。
- ・漁業者の活動に寄り添う水産業普及指導員の活動体制を強化する。

（３）湖魚の消費拡大の取組等への支援

- ・観光関連事業等と連携した湖魚を活かした食事メニューの開発や漁業体験等の体験型観光プログラム等による湖魚の消費喚起に取り組む。
- ・本県水産物の魅力や付加価値の向上、未・低利用魚の消費促進につながる商品開発や水産加工の高度化に係る取組を促進する。
- ・県のホームページやＳＮＳなどを効果的に活用して、琵琶湖八珍をはじめ琵琶湖のめぐみである湖産魚介類等、本県水産物の魅力や美味しさ、購入先などの情報を発信し、本県水産物の県内外へのＰＲを推進し、消費拡大を図る。
- ・本県水産業の地域資源としての価値を活用するため、商工・観光事業者と連携し、世

界農業遺産の構成要素に認定されている本県ならではの伝統漁法、郷土食等を活用した農泊や特産品づくりなどの商品開発を促進し、国内はもとより海外からの観光客や消費者への情報発信を図る。

(4) 多面的機能の発揮に資する取組への支援

- ・漁村の活性化に資するため、湖魚の販売や料理の提供、漁村の魅力を活かした宿泊施設といった、地域の特色を活かした「湖業（うみぎょう）」の展開を支援する。
- ・内水面漁業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、漁業者と地域住民が連携して行う河川・湖沼の水草除去、「漁民の森づくり」等の取組、清掃等の内水面に係る生態系の維持・保全のための活動、地域における食文化、伝統文化の伝承機会の提供等の取組を支援する。

(5) 本県漁業に対する理解と関心の増進

- ・若者や子育て世代などの消費者に向けた湖魚食文化の魅力訴求を図るとともに、体験型環境学習や学校給食、食育活動での湖魚の利用を促進する。
- ・漁業体験やふなずし講習会等の漁協が行う取組を支援し、漁村関連人口の拡大を図る。
- ・河川漁協と遊漁者の協働による魅力ある漁場づくりや地域にある宿泊業といった他産業との連携を促進することで河川漁業の関連人口の増加を図る。
- ・河川の魅力体験（川で魚を観て触って食べる）や、地域での放流体験活動の開催など、河川漁業に対する県民の理解や関心を高める取組を促進する。
- ・消費者等による漁村応援活動の促進、市町による漁村活性化に対する支援、広報・啓発の実施等を通じて、県民の本県水産業に対する理解と関心の増進に努め、ファンの増加を図る。

4 その他内水面漁業の振興に関する重要事項

(1) 試験研究および学びに資する施設の機能強化

437 ・水産試験場と醒井養鱒場における先進的研究、種苗供給、学習機会の提供および観覧
438 展示等の機能を強化し、水産業の発展に資する試験研究の推進と水産業についての県
439 民の学びの機会を創出する。

440 (2) 内水面漁業の振興に関する協議会の設置

441 ・共同漁業権者より水産資源の回復、漁場環境の再生その他内水面漁業の振興に関し必
442 要な措置について協議会設置の申し出があった場合、必要に応じて協議会を設置し、
443 課題の解決を図る。

444 (3) 頻発・大規模化する自然災害への対応

445 ・近年頻発している大規模水害等の自然災害による被害を最小化するため、水害等が水
446 産資源に与える影響の評価や被害を受けた水産資源の早期の回復方法、水産資源への
447 影響が少ない復旧工事等の検討を推進する。
448 ・ダムの事前放流に係る情報等を関係者間で共有するための連携体制を構築する。

449

450 5 令和12年度の目標とする指標

451 ・琵琶湖の漁獲量
452 ・新規漁業就業者数
453 ・琵琶湖の水産物を食べた県民の割合 等

滋賀県内水面漁業振興計画 素案（新旧対照表）

現計画	新計画（案）	備考 (見直し内容理由等)
	<u>目次</u> <u>I はじめに</u> <u>1 計画策定の趣旨</u> <u>2 計画の期間</u> <u>II 現状と課題</u> <u>1 本県水産業の概要</u> <u>(1) 琵琶湖漁業</u> <u>(2) 河川漁業</u> <u>(3) 養殖漁業</u> <u>① 魚類養殖業</u> <u>② 淡水真珠養殖業</u> <u>2 水産資源の回復・養殖に関する現状と課題</u> <u>3 漁場環境の再生に関する現状と課題</u> <u>4 水産業の健全な発展に関する現状と課題</u> <u>III 目指す姿（10年後）</u> <u>IV 滋賀県内水面漁業の振興に関する計画</u> <u>1 水産資源の回復・養殖に関する事項</u> <u>(1) 琵琶湖漁業</u> <u>(2) 河川漁業</u> <u>(3) 養殖漁業</u> <u>(4) 琵琶湖の生産力の評価</u> <u>(5) 気候変動（温暖化）の影響への対応</u> <u>(6) 特定外来生物やカワウによる被害の防止措置に対する支援等</u>	計画の構成を明確にするため目次の追加

I はじめに 1 計画策定の趣旨 本県の漁業は、琵琶湖や河川を漁場とする琵琶湖漁業および河川漁業、内湖・内湾で営まれる真珠養殖業、そして魚類養殖業とに大別できる。さらに、これらの漁業、養殖業の生産物を利用する水産加工業も営まれている。琵琶湖漁業や魚類養殖業は、本県特産の魚介類を食料として供給し、真珠養殖業は美しい宝飾品となる淡水真珠を生み出し、河川漁業は食料供給に加え、釣りや自然と親しむ機会を提供している。このように、本県の漁業には多面的な機能があり、県民の豊かで潤いのある生活の形成に大きく寄与している。	<u>2 漁場環境の再生に関する事項</u> <u>(1) 漁場環境の再生</u> <u>(2) 森林の整備および保全</u> <u>(3) 自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備の推進</u> <u>3 水産業の健全な発展に関する事項</u> <u>(1) 効率的かつ安定的な漁協経営の促進</u> <u>(2) 人材の育成および確保</u> <u>(3) 湖魚の消費拡大の取組等への支援</u> <u>(4) 多面的機能の発揮に資する取組への支援</u> <u>4 その他内水面漁業の振興に関する重要事項</u> <u>(1) 試験研究および学びに資する施設の機能強化</u> <u>(2) 内水面漁業の振興に関する協議会の設置</u> <u>(3) 頻発・大規模化する自然災害への対応</u> <u>5 令和 12 年度の目標とする指標</u> I はじめに 1 計画策定の趣旨 <u>滋賀県では、内水面で行われる琵琶湖漁業、河川漁業、魚類養殖業および淡水真珠養殖業に加え、これらの産業で産出された魚介類を扱う水産加工業が営まれている。本計画では、本県で営まれるこれらの水産業を内水面漁業として扱う。本県の内水面漁業は、食料としての水産物を供給するとともに宝飾品としての淡水真珠を産出するほか、人々が自然と親しむ機会の提供などの機能を有しており、人々の豊かで潤いのある暮らしの形成に寄与している。特に、琵琶湖漁業は、世界農業遺産『森・里・湖(うみ)』に育まれる漁業と農業が織りなす「琵琶湖システム」の主要な構成要素であり、歴史に裏付けられた特色ある産業として将来に引き継いでいく必要がある。</u>	令和 4 年度に認定された「世界農業遺産」に関する記述を追記
--	--	---------------------------------------

しかし、漁場環境の悪化、オオクチバス等の外来魚やカワウによる食害などにより水産資源は大きく減少している。さらに、全国の内水面漁業と同様、本県でも漁業従事者の減少やその高齢化が進行し、水産物としての湖魚の供給機能や遊漁の場の提供などの多面的機能が発揮されにくい状況にある。	<u>内水面漁業の基盤となる琵琶湖および河川では、これまでの開発等による魚介類の産卵繁殖場の減少、外来魚やカワウによる食害等に加え、近年強く疑われる琵琶湖の生産力の低下や気候変動にともなう水温上昇や貧酸素化の進行、局地的な豪雨の頻発化・大規模化による土砂流出などにより漁場環境の悪化が進行し、アユなど主要な水産資源の減少を招いている。さらに、漁業の担い手である漁業者の減少と高齢化も深刻化しており、水産物の供給機能はもとより、遊漁の場の提供など、内水面漁業に本来期待される機能を果たすことが困難になりつつある。</u>	「琵琶湖の生産力の低下と気候変動に伴う水温上昇等による水産資源の減少に関する記述」を追記
「内水面漁業の振興に関する法律」（平成 26 年法律第 103 号）に基づく本計画は、令和 2 年度で終期を迎えたことから、本県の水産業の変化を踏まえ、10 年後の本県水産業のあるべき姿を念頭に置き、今後 5 年間の県の水産振興施策の方向性や取り組むべき事項を整理し、滋賀県農業・水産業基本計画および琵琶湖保全再生施策に関する計画と整合を図りながら改定した。計画に基づく取組を進めることは、水産業の振興に加えて、SDG s の目標達成、日本農業遺産に認定された琵琶湖と共生する農林水産業である「琵琶湖システム」を保全し、その価値や魅力を一層高めることに貢献するものである。	本計画は、<u>本県の内水面漁業の振興を図るため</u>、「内水面漁業の振興に関する法律」（平成 26 年法律第 103 号）に基づき、<u>国が定める基本方針に沿って策定するもので、</u>滋賀県農業・水産業基本計画を上位計画に位置付け、<u>内水面漁業の課題解決に資する事項を記載している。今般、現行計画（第 2 期）の期間が満了を迎えることに伴い、第 3 期の計画を策定するものである。</u>本計画に基づく取組を進めることは、本県の内水面漁業の振興のみならず、SDG s の目標達成、「琵琶湖システム」の価値や魅力を一層高めることにも貢献するものである。	計画に関する情報の形式的な修正
2 計画の期間 本計画は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間を計画期間とする。	2 計画の期間 本計画は、令和<u>8</u>年度（2026 年度）から令和<u>12</u>年度（2030 年度）までの 5 年間を計画期間とする。	計画期間の更新
II 現状と課題 1 琵琶湖漁業 （1）沿革 琵琶湖は本県の面積のおよそ 6 分の 1 を占める日本最大の湖であり、世界でも有数	II 現状と課題 1 <u>本県の内水面漁業の概要</u> （1）<u>琵琶湖漁業</u> 琵琶湖は本県の面積のおよそ 6 分の 1 を占める日本最大の湖であり、世界でも有数	「IV 滋賀県内水面漁業の振興に関する計画」の項目との整合性を図るため項目立てを変更 琵琶湖漁業、河川漁業および養殖業

の古代湖である。海と隔絶されたこの広大な閉鎖性水域では、長い年月をかけて多くの固有種を含む多様な魚介類が育まれてきた。現在、琵琶湖には魚と貝類とで合計 100 種を超える種が生息しており、そのうち 45 種は琵琶湖固有種である。 琵琶湖には変化に富んだ環境が備わっており、沿岸域には岩礁・砂浜・砂泥底や水草地帯などが分布し、また北湖には深いところで水深 100m にも及ぶ沖帯が広がっている。これらの複雑な環境が、異なる生活環境を好むさまざまな生物に生息の場を与えている。琵琶湖ではその豊かな恵みを生かし、多様な形態の漁業が長年にわたって安定的に展開されてきた。 (2) 漁獲量 琵琶湖漁業の漁獲量は、昭和 30 年頃には 10,000 トン前後あったが、その後大きく減少し、ここ数年は 1,000 トンを下回る状況が続くなか、令和元年では外来魚を除くと 811 トンとなっている。 漁獲量の内訳は、基幹魚種であるアユ（鮮魚流通用、養殖・放流種苗用）の漁獲量が最も多く 375 トンで、全体の 46%を占めている。 (3) 漁場環境の悪化 琵琶湖では、高度経済成長期以降、琵琶湖総合開発をはじめ湖岸の開発が進められた結果、コイやフナなど多くの在来魚類にとって産卵の場であり、仔稚魚の成育の場でもある水辺のヨシ群落（水ヨシ帯）や内湖の多くが失われた。 また、かつてセタシジミの好漁場であった砂地の水域も、湖底の泥化や、砂利採取等でできた多くの窪地の存在により、魚介類の生息環境として悪化しており、多くの漁場が失われている。 とりわけ「魚のゆりかご」といえる南湖には水草が過剰に繁茂し、このことが底層の	の古代湖である。海と隔絶されたこの広大な閉鎖性水域では、長い年月をかけて多くの固有種を含む多様な魚介類が育まれてきた。 <u>琵琶湖では、平安時代の和歌にも詠われたえり漁をはじめ、追さで網漁、あゆ沖すくい網漁といった多様な形態の漁法が駆使され、アユ、ニゴロブナ、ホンモロコおよびビワマス等の魚類、スジエビ等のエビ類、セタシジミなどの貝類が長年にわたって漁獲されてきた。琵琶湖漁業によって供給されてきたこれらの水産物は、ふなずしや佃煮等の滋賀の食文化の形成に重要な役割を担ってきた。</u> 琵琶湖漁業の漁獲量は、昭和 30 年頃（1955 年頃）には年間 10,000 トン前後あったが、その後大きく減少し、1,000 トンを下回る状況が平成 23 年（2011 年）以降続いている。外来魚を除いた令和 5 年（2023 年）の漁獲量は 652 トンで、基幹魚種であるアユ（鮮魚流通用、養殖・放流種苗用）が 264 トンと最も多く全体の 40%を占めている。	の概要を説明した後に現状と課題を記述 琵琶湖漁業の概要説明を追記 現行計画の「Ⅱ 現状と課題」の「1 琵琶湖漁業」の（2）漁獲量から転記および漁獲量の時点更新 項目を廃止し、「Ⅱ現状と課題」の「本県の内水面漁業の概要」の「（1）琵琶湖漁業」へ転記 項目を廃止し、「Ⅱ現状と課題」の「3 漁場環境の再生に関する事項」へ転記
--	--	---

貧酸素化、底泥のヘドロ化、魚の回遊経路の閉塞など漁場環境の悪化を招いている。 また、下水道の普及などにより琵琶湖の水質は改善傾向にあるものの、漁網の汚れなどの現象が発生している。近年は、アユの成長が遅れる、セタシジミの身が痩せるなど、餌不足に起因すると考えられる現象も生じており、琵琶湖の生産力の低下が懸念されている。 （４）漁業者・漁業協同組合 平成 30 年の漁業就業者数は 549 人で、昭和 50 年代以降、大きく減少している。年齢構成は、65 歳以上の割合が増加し全体の 6 割を超えており、高齢化が進行している。現在、琵琶湖沿湖に 35 の漁業協同組合（以下、漁協という）が存在しているが、組合員の減少と財務基盤の悪化が深刻となっている。 漁協の合併等による経営基盤の強化や、漁業の担い手の確保・育成は、琵琶湖漁業のみならず県内水産業全般にわたる課題となっている。 （５）流通 長引く漁獲量の減少により、市場流通が矮小化していることや、食生活の多様化、安価な輸入魚介類の流通等により、湖産魚介類の消費・流通は極めて限定的なものとなっている。そのため、湖産魚介類のブランド化や消費者のニーズに合った加工製品の開発、流通の多様化、販路の開拓による消費拡大が重要となっている。 加えて、令和 2 年 1 月頃から世界中に拡大した新型コロナウイルス感染症による社会・経済情勢がもたらした影響は、観光需要や外食需要への依存度が高い画一的な本県産水産物の流通構造の脆弱さを浮き彫りにしたところであり、今後、特に流通の多様化・強靱化の推進が喫緊の課題となっている。 2 河川漁業 （１）沿革	項目を廃止し、「Ⅱ現状と課題」の「4 内水面漁業の健全な発展に関する事項」へ転記 項目を廃止し、「Ⅱ現状と課題」の「4 内水面漁業の健全な発展に関する事項」へ転記 項目の廃止
---	--

本県には大小 400 本以上の河川があり、琵琶湖から流出する唯一の自然河川である瀬田川を除いて、ほとんどの河川は周囲の山々から琵琶湖へと流れ込んでいる。 県内の 16 の河川(およびその支流)と余呉湖において合計 19 の第五種共同漁業権漁場が設定されている。これらの漁場では、漁協がアユやアマゴ、イワナ、ワカサギなどの種苗放流を行い、竿釣りや投網などによって、漁業や遊漁が行われている。	本県には大小 400 本以上の河川があり、琵琶湖から流出する唯一の自然河川である瀬田川を除いて、ほとんどの河川は周囲の山々から琵琶湖へと流れ込んでいる。 県内の河川や余呉湖には、漁業法にもとづく第五種共同漁業権漁場が 18 漁場設定されている。これらの漁場では、漁業協同組合（以下、漁協という）によってアユ、アマゴ、イワナおよびワカサギなど漁業権対象魚種の増殖事業が行われ、竿釣りや投網などによって、漁業や遊漁が行われている。<u>本県の河川漁業の特徴は、追いが良いと評判の高い湖産アユを対象とした友釣りが人気で、河川規模が小さいことから大雨後の濁りの収まりが早いことや初心者がアユの友釣りを始めやすいといった有利な条件が整っている。</u> 県内漁場を訪れる遊漁者数は、昭和 52 年 <u>(1977 年)</u> の 11 万人をピークに令和 6 年 <u>(2024 年)</u> には 3 万人を下回っている。遊漁収入の減少と組合員の減少もあいまって、河川漁場を管理する漁業協同組合の経営は苦しい状態が続いている。	本県河川漁業の特徴を追記 現行計画の「Ⅱ 現状と課題」の「2 河川漁業」の（4）遊漁者数の推移から転記および遊漁者数の時点更新
（2）漁場環境の悪化 かつての河川整備では、効率的に治水安全度の向上を図るため、画一的な河道整備となっており、砂礫河原や瀬・淵を減少させ、水産生物の隠れ場や産卵場などの成育の場が減少した。また、堰などの河川横断構造物により、水産生物の遡上・降下が妨げられ、生息環境は悪化した。現在は、河川改修工事等においては多自然川づくりを基本とし、河川環境の保全に努めている。 一方、ニホンジカの増加や多発傾向にある局地的な大雨によってもたらされた荒廃した森林の増加等が、降雨後の濁水発生を長期化させるなど漁場環境の悪化を招いている。 （3）漁業者・漁業協同組合 河川漁協は、組合員の減少と高齢化が進んでおり、漁場を日常的に管理する人員も不足している。現在、17 の河川漁協が存在しているが、組合員減少や遊漁料収入の減少		項目を廃止し、「Ⅱ現状と課題」の「3 漁場環境の再生に関する事項」へ転記 項目を廃止し、「Ⅱ現状と課題」の「4 内水面漁業の健全な発展に関する事項」へ転記

等により経営が厳しく、平成 30 年度以降でも 2 漁協が解散している。 (4) 遊漁者数の推移 県内漁場を訪れる遊漁者は昭和 52 年の 11 万人をピークに減少し、令和元年には 2 万人を下回り、漁協の経営が厳しい状況となっている。遊漁者数の内訳をみると、アユとワカサギの遊漁者が多く、次いでアマゴ、イワナの溪流魚釣り、コイ・フナ釣りとなっている。アユやワカサギの遊漁不振などにより遊漁者数は減少するとともに、高齢化も進んでいる。 3 養殖漁業 ア 魚類養殖業 本県では、アユやマス類などを中心とした養殖が行われている。なかでもアユの養殖は、琵琶湖や流入河川で種苗として漁獲される豊かなアユ資源を背景に、養殖用や河川放流用の種苗を全国に供給するために活発に行われてきた。 本県のアユの養殖生産量は、最新のデータである令和 2 年には 217 トンとなっており、直近 10 年間で最高であった平成 22 年の 566 トンの半分以上に減少している。また、琵琶湖産アユの河川放流用種苗としての全国シェアは、冷水病の蔓延防止と地元産人工種苗を活用する方針が各地で定着したため、かつての 7 割から令和 2 年度には 2 割以下（全国内水面漁業協同組合連合会調べ）にまで低下した。 琵琶湖固有種のビワマスを実用的な養殖魚として開発した高成長系ビワマスは、平成 24 年に全雌三倍体種苗が実用化され、県内の業者がびわサーモン振興協議会を組織して養殖に取り組んでいる。生産量は、約 19 トン（平成 29 年）にまで拡大したが、令和 2 年は魚病の発生等により 12 トンに減少しており、生産の不安定さが課題となっている。 また近年、全国的に海産魚介類も含む幅広い魚種を対象とした陸上循環養殖生産の普及がみられ、本県でも海産魚介類の生産が一部で始まっている。	(3) 養殖業 ①魚類養殖業 本県では、アユやマス類などを中心とした魚類養殖業が行われている。アユの養殖は、琵琶湖や流入河川で種苗として漁獲される豊かなアユ資源を背景に、食用はもとより河川放流用の種苗を全国に供給するために活発に行われてきた。アユの養殖生産量は平成 14 年（2002 年）までは 800 トン前後を維持していたが、令和 5 年（2023 年）には 206 トンとその 4 分の 1 程度に減少している。また、琵琶湖産アユの河川放流用種苗としての全国シェアは、冷水病の蔓延防止と地元産人工種苗を活用する方針が各地で定着したため、平成 7 年度（1995 年度）の 65%から令和 5 年度（2023 年度）には 24%（農林水産省統計情報部調べ）にまで低下している。 琵琶湖固有種のビワマスを実用的な養殖魚として開発した高成長系ビワマスは、平成 24 年（2022 年度）に全雌三倍体種苗が「びわサーモン」として商標登録された。県内の養殖業者がびわサーモン振興協議会を組織して養殖に取り組んでおり、令和 6 年（2024 年）の生産量は約 10 トンとなっている。びわサーモンは年間を通して脂がのった旬の状態で出荷できることが最大の特徴であり、県内の飲食店を中心に引き合いが強いものとなっている。	項目を廃止し、「Ⅱ 現状と課題」の「(2) 河川漁業」へ転記 文言修正 アユ年間養殖生産量の時点更新 琵琶湖産アユの河川放流用種苗の全国シェアの時点更新 びわサーモンの特徴の追記と生産量の時点更新
--	--	---

イ 淡水真珠養殖業 本県の淡水真珠養殖は昭和 40 年代半ばには 6,000kg を超える生産量を誇り、昭和 55 年には生産額が 40 億円を超え、主として海外に輸出されていたが、昭和 60 年以降、漁場環境の悪化などによる成長不良等で急激に衰退した。 近年では、漁場改善や真珠母貝生産技術の改良の普及などにより生産量回復の兆しもみられるものの、漁場によってはアオコ発生により真珠母貝生産に支障が生じるなど、真珠生産量は低迷しており、漁場の環境改善や真珠母貝生産の安定化ならびに真珠の施術に熟練した技術者の育成が重要な課題となっている。	②淡水真珠養殖業 <u>琵琶湖産淡水真珠には、真珠母貝の体内に他個体の外套膜小片を移植することで得られる無核真珠と、外套膜小片を真珠核と密着させて移植する有核真珠があり、自然の力による多様な造形が特徴となり、国内はもとより中東、アジア、ヨーロッパで人気を博した。</u>昭和 40 年代半ば <u>(1970 年代)</u> には年間 6,000kg を超える生産量を誇り、昭和 55 年 <u>(1980 年)</u> には年間生産額が 40 億円を超え、主として海外に輸出されていたが、昭和 60 年（1985 年）以降、漁場環境の悪化などによる成長不良等で急激に衰退し、<u>令和 5 年（2024 年）の生産量は 15 kg</u> となっている。	淡水真珠養殖業の概要の追記と生産量の時点更新
4 水産資源に係る疾病の発生 アユの疾病について、県内では冷水病が平成 3 年以降、エドワジエラ・イクタルリ感染症が平成 20 年以降、現在まで継続して発生している。 冷水病は、琵琶湖ではアユの種苗価格の低迷や需要の減少など、琵琶湖漁業の基幹を成すアユ種苗流通の不振を招き、漁家経営を圧迫している。河川では放流アユや天然遡上アユでの発生により、遊漁者の減少を招き、河川漁業経営に大きな打撃を与えてきた。 現在は冷水病対策(薬剤や加温処理)の普及、指導、放流種苗の保菌検査により冷水病の発生は沈静化するとともに、エドワジエラ・イクタルリ感染症では治療薬が承認を受けたが、これら疾病による被害を防ぐための更なる対策が求められている。 平成 16 年にはコイヘルペスウイルス病（KHVD）が発生し、琵琶湖や周辺水域で 10 万尾を超える野生コイがへい死した。その後、既発生水域での大量へい死は起こっていないが、新たな放流は控えられている。 5 特定外来生物やカワウによる被害		項目を廃止し「Ⅱ 現状と課題」の「2 水産業の回復・養殖に関する事項」で記述 項目を廃止し、新計画の「Ⅱ 現状と

琵琶湖におけるオオクチバスやブルーギルの生息量は、これまでの駆除対策により減少してきたが、水産資源の食害を防止するため、効率的な駆除技術の開発を進めつつ、生息量の更なる低減が必要である。 また、県内のダム湖や湖沼でもオオクチバスやブルーギルが多く生息しており一部の河川やダム湖ではコクチバスの再生産が確認されている。 さらに、近年、瀬田川を中心にチャネルキャットフィッシュの増加が確認されておりその対策が必要となっている。 カワウについては、これまでの竹生島や伊崎半島における営巣地での銃器捕獲などにより、県内での生息数は減少傾向にあるが、近年、内陸部等に新たなコロニーが形成されたり、急に生息数が増加するコロニーが出るなど生息域が分散化する傾向にあり、これらの対策が必要となっている。 侵略的外来水生植物であるオオバナミズキンバイ等が、造成ヨシ帯や浮産卵床等の産卵繁殖施設において繁茂し、それらの機能を阻害している。		課題」の「2 水産業の回復・養殖に関する事項」へ転記
<u>2 水産資源の回復・養殖に関する現状と課題</u> 本県では、令和3年度（2021年度）に、令和8年度（2026年度）を目標とした水産動物の種苗の生産および放流ならびに水産動物の育成に関する基本計画（第8次栽培漁業基本計画）を策定し、漁業生産または漁場保全に貢献する7魚種（ニゴロブナ、アユ、ビワマス、セタシジミ、ワタカ、ゲンゴロウブナおよびウナギ）を対象とした増殖事業に取り組んでいる。また、令和4年（2022年）には滋賀県資源管理方針を定め、主要な5魚種（アユ、ニゴロブナ、ホンモロコ、ビワマスおよびセタシジミ）を対象として、科学的な資源評価に基づき、それぞれの魚種における目標とする資源水準を定めた資源管理を進めている。その一方で、食害を及ぼす生物や気候変動等の影響等、水産資源を取り巻く環境には様々な変化が生じており、水産資源の回復の妨げとなっている。 琵琶湖におけるオオクチバスやブルーギルの生息量は、平成19年（2007年）には2,000トンを上回っていたが、これまでの駆除対策により令和5年（2023年）には370		水産資源に影響を与える外来魚やカワウ、気候変動に伴う温暖化や降水量の変化等と養殖業に関する項目を新設 栽培基本計画と資源管理方針に関する記述を追記 現行計画の「Ⅱ 現状と課題」の「5 特定外来生物やカワウによる被害」

トンまで減少してきたが、水産資源の食害を防止するため、効率的な駆除技術の開発を進めつつ、生息量の更なる低減が必要である。また、琵琶湖以外のダム湖や湖沼にもオオクチバスやブルーギルが多く生息しており、一部の河川やダム湖ではコクチバスの再生産が確認されている。加えて、瀬田川を中心にチャネルキャットフィッシュの増加が確認されており、琵琶湖への拡散防止対策が必要となっている。	からの転記および外来魚生息量の時点更新
県内のカワウの春季生息数は、平成 21 年（2009 年）には 3 万羽を超えていたが、竹生島や伊崎半島における営巣地での銃器捕獲などにより平成 27 年（2015 年）には 8,000 羽を下回るまで減少した。しかし、近年では、内陸部等における新たなコロニー形成により生息数が再び増加し、令和 6 年春季生息数は約 18,000 羽となっている。生息数を低減させつつ、漁場での被害を防止するための対策が必要となっている。 侵略的外来水生植物であるオオバナミズキンバイ等が、造成したヨシ群落や浮産卵床等の産卵繁殖施設において繁茂し、それらの機能を阻害している。	カワウの生息状況の時点更新
琵琶湖と河川の生態系は近年、気候変動に伴う温暖化や降水量の変化の影響を大きく受けている。令和 5 年（2023 年）と 6 年（2024 年）にみられた 9 月まで続く高い気温と少雨は、アユの産卵場である河川の水温を上昇させ、本種の産卵不調を招いた。さらに、温暖化は、琵琶湖での成層期間の長期化を通じて北湖沖合湖底における貧酸素化、全層循環の未了および循環期間の短縮を招くとともに、表層での栄養塩の枯渇を引き起こし、水産資源の餌環境にも影響を与えている可能性がある。	気候変動の影響について追記
このため、水産資源を回復させるには、種苗放流等による資源添加や有害生物の被害防除対策の強化はもとより、漁場生産力の評価および向上に関する技術開発や気候変動が水産資源にもたらす影響の把握と実効性のある対策が求められている。	気候変動と漁場の生産力の低下に関する課題を追記
アユやマス類等を生産する魚類養殖では、冷水病等の魚病による歩留まり低下や餌料価格の高騰にともなう生産コストの上昇などにより生産効率の低下が続いていることに加え、資源減少によりアユ種苗の供給不足が発生するなど、養殖生産量が減少する傾向が見られている。また、淡水真珠養殖では、アオコの発生等養殖漁場の環境悪化により真珠生産量が低迷し、いまだ回復の兆しが見られていない状況となっている。こ	現行計画「Ⅱ 現状と課題」の「4 水産資源に係る疾病の発生」から転記するとともに養殖に伴う生産コストの上場およびアユ種苗の供給不足とその対策について追記

したことから、養殖生産量の確保に向けては、養殖現場における魚病対策の推進、種苗や母貝の安定供給を図ることに加え、餌料の価格高騰対策、生産効率向上の取組が求められている。

3 漁場環境の再生に関する現状と課題

琵琶湖では、高度経済成長期以降、琵琶湖総合開発をはじめ湖岸の開発が進められた結果、コイやフナなど多くの在来魚類にとって産卵の場であり、仔稚魚の成育の場でもある水辺のヨシ群落や内湖の多くが失われた。

また、かつてセタシジミの好漁場であった砂地の水域も、湖底の泥化や、砂利採取等でできた多くの窪地の存在により、魚介類の生息環境として悪化しており、多くの漁場が失われている。琵琶湖南湖では、水草が過剰に繁茂し、底層の貧酸素化、底泥のヘドロ化、魚の回遊経路の閉塞などによる漁場環境の悪化がみられたが、近年は湖底耕耘などの各種対策の効果により「魚のゆりかご」としての機能が回復しつつある。

効率的に治水安全度の向上を図ることを優先したかつての画一的な河道整備は、河川内の砂礫河原や瀬・淵を減少させ、水産生物の隠れ場や産卵場などの成育の場を減少させた。また、堰などの河川横断構造物により、水産生物の遡上・降下が妨げられ、生息環境は悪化した。現在は、河川改修工事等においては多自然川づくりを基本とし、河川環境の保全に努めている。

ニホンジカの増加や気候変動により多発傾向にある局地的な大雨によってもたらされた荒廃した森林の増加等が、降雨後の濁水発生を長期化させるなど漁場環境の悪化を招いている。令和4年（2022年）8月に長浜市と福井県境で生じた豪雨は、高時川流域に大きな被害を及ぼして長期間の濁水を発生させた。その結果、下流にあるアユの産卵場には泥が堆積し、産卵場の機能を著しく低下させた。

これらのことから、琵琶湖における水草除去等や自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備の推進および森林の整備と保全等の取組により、漁業と養殖業の生産基盤となる漁場環境の再生を図ることが求められている。

琵琶湖と河川の漁場環境に関する項目を新設

現行計画の「Ⅱ 現状と課題」の「1 琵琶湖漁業」の「(3) 漁場環境の悪化」および「2 河川漁業」の「(2) 漁場環境の悪化」から転記

現状に即して変更

文言修正

高時川における濁水の長期化による漁場環境の悪化を加筆

漁場環境の再生に関する取組を追記

	4 内水面漁業の健全な発展に関する現状と課題 <u>本県の内水面漁業は、漁場で生産された水産物を市場に供給するだけでなく、長い歴史の中で受け継がれてきた漁労技術や漁村文化、湖魚を用いる食文化等を次世代へ受け継ぐ役割を担っているほか、人々が河川に親しむ場の提供や水産生物と環境について学習する場を提供するなど、多面的な機能を果たしてきた。内水面漁業の健全な発展は、人々が将来に渡って滋賀の水産物を享受し、暮らしの豊かさと潤いを保つ事に寄与するものであるが、担い手の高齢化と減少が進行するに従い、内水面漁業が持つ多面的機能の消失が危惧される状況となっている。</u> 令和 5 年の琵琶湖漁業就業者数は 576 人で、昭和 50 年代（1970 年）以降、大きく減少している。年齢構成は、65 歳以上の割合が増加し全体の 6 割を超えており、高齢化が進行している。 <u>令和 6 年（2024 年）の漁協合併を経た現在、琵琶湖沿湖に 15 の漁業協同組合が存在しているが、組合員の減少と財務基盤の弱体化が深刻となっている。漁協の合併等による経営基盤の強化や、漁業の担い手の確保・育成は、琵琶湖漁業のみならず内水面漁業全般にわたる課題となっている。就業希望者や新規就業者向けの研修の実施、漁船や漁具の購入支援、効率的な漁具漁法の導入といった担い手の確保に繋がる取り組みが必要である。</u> <u>湖産魚介類の消費・流通は長引く漁獲量の低迷による市場の縮小や喪失、家庭で食べる機会の減少等により極めて限定的なものとなっている。また、新型コロナウイルス感染症による社会・経済情勢がもたらした影響は、観光需要や外食需要への依存度が高い画一的な本県産水産物の流通構造の脆弱さを浮き彫りにした。そのため、湖産魚介類のブランド化、消費者等への利用訴求と市場へ届ける流通の改善、ニーズに合った加工製品の開発、販路の開拓等による消費拡大が重要となっている。</u> 河川漁協は、組合員の減少と高齢化が進んでおり、漁場を日常的に管理する人員も不足している。現在、16 の河川漁協が存在しているが、組合員減少や漁場を訪れる遊漁	漁協組織強化や担い手確保、湖産魚介類の流通・消費拡大、漁村の多面的機能の発揮等に関する項目を新設 現行計画の「Ⅱ 現状と課題」の「1 琵琶湖漁業」の「(4) 漁業者・漁業協同組合」、「(5) 流通」および「2 河川漁業」の「(3) 漁業者・漁業協同組合」から転記 漁業就業者の時点更新 漁協合併の追記と沿湖漁協組合数の時点更新 担い手確保のための課題の追記 文言追加 文言追加
--	---	---

	者の減少に伴う遊漁料収入の減少等により漁協経営は厳しく、平成 30 年度以降でも 3 漁協が解散している。 <u>こうした中、地域住民の連携による活動の促進や地域の特色を生かす「湖業（うみぎょう）」の展開や釣り教室等による遊漁人口の拡大の取組など、漁村の有する多面的機能の発揮に繋がる支援が求められている。</u>	漁村の持つ多面的機能の発揮を追記
Ⅲ 目指す姿（10 年後） 1 琵琶湖漁業、河川漁業、魚類養殖業、真珠養殖業および水産加工業からなる本県水産業が、水産資源の適切な管理と有効な活用および後継者が確保されている状況を背景に、各分野が役割を果たして、本県ならではの魅力ある魚介類や淡水真珠、健全なレクリエーションの場を、県民をはじめとする多くの人々に提供するとともに、これら活動により環境保全や食文化の継承など水産業の持つ多面的機能が発揮されている姿を目指す。 2 特に琵琶湖漁業については、現役漁業者の 6 割が 65 歳以上になり、高齢化による漁業者の減少は避けられない現状にある。そういう中でも、琵琶湖漁業が継承されていくために、担い手と消費・流通およびそれを支える漁業組織の充実、琵琶湖の水産資源を最大活用した効率的な漁業が実践できる仕組みに裏付けられた「少数でも一人ひとりが精鋭の“儲かる漁業”」の実現を目指す。	Ⅲ 目指す姿（10 年後） <u>本県ならではの魅力ある魚介類が安定的に供給されていることに加え、環境保全活動や食文化と漁村文化の継承といった内水面漁業が持つ多面的な機能が発揮されている姿を目指す。</u> <u>とりわけ琵琶湖漁業においては、栄養塩等の健全な循環に支えられた豊かな漁場生産力を基盤として、持続的な発展へと繋がる「少数でも一人ひとりが精鋭の“儲かる漁業”」が実現している姿を目指す。</u>	上位計画「滋賀県農業水産業基本計画」の記述に合わせて変更
Ⅳ 滋賀県内水面漁業の振興に関する計画 1 水産資源の増殖・養殖に関する事項 （1）琵琶湖漁業 ・水産資源の持続的利用のため、ニゴロブナやセタシジミ、ホンモロコ、アユ、ビワマスなどの水産重要種に対する漁業者による資源管理型漁業を推進する。これに向けて、日々の漁獲量等のデータを電子情報として収集・集計できる体制の構築と漁獲量等の情報からイサザやゴリ、スジエビ等も含む主要魚介類の資源状況を速やかに評	Ⅳ 滋賀県内水面漁業の振興に関する計画 1 水産資源の回復・養殖に関する事項 （1）琵琶湖漁業 ・<u>水産資源を持続的かつ最大限利用するため、漁業者による日々の漁獲量や漁獲努力量等の報告を促進し、併せて、水産試験場による迅速な資源評価に基づく漁業者による資源管理の取組を推進する。</u>	項目の名称変更 新たな資源管理の取組開始をうけた記述の変更

価できる体制の整備を図る。 ・ニゴロブナやホンモロコ、アユ、セタシジミ、ビワマス、ウナギなど水産重要種や琵琶湖固有種の放流を資源状況に応じて推進する。 ・特に、本県漁業の基幹魚種である アユ については、近年、その資源が大きく変動しているため、資源の現状把握や資源の変動要因の解明に基づく資源予測手法の開発等を進めるとともに、試験研究結果に基づいたアユ産卵用人工河川による効果的な種苗生産放流や適切な資源管理を実施し、資源の安定化を図る。 ・セタシジミについては、長年にわたり資源状況の低迷が続いており深刻な状況にあるため、より効果的な種苗放流や資源管理等の資源回復対策の強化を図る。 ・増殖事業に取り組む漁業団体への支援を強化するとともに、アユ産卵用人工河川や琵琶湖栽培漁業センターなど種苗生産拠点の機能の拡充や強化を推進する。 ・赤野井湾をはじめとする琵琶湖南湖の漁場を再生するため、水草除去による漁場改善と魚類の移動経路の確保、砂地の造成、ニゴロブナやホンモロコ、セタシジミ等の放流および外来魚の集中駆除等を実施する。 ・産卵に戻ってきたニゴロブナやホンモロコ親魚を活用した再生産助長技術の開発と事業展開を推進する。 ・温暖化等の気候変動や自然災害に対応した効果的な増殖対策の検討を進める。	・ニゴロブナやホンモロコ、アユ、セタシジミ、ビワマス、ウナギなど水産重要種について、<u>気候変動や漁場生産力および資源状況に応じた増殖と管理</u>を推進する。 ・特に、本県漁業の基幹魚種である アユ については、近年、<u>気候変動等によりその資源が減少している</u>ことから、資源状況の<u>評価</u>や資源予測手法の<u>精度の向上</u>を進めるとともに、アユ産卵用人工河川の効果的な運用や適切な資源管理の実施により、<u>資源の増大および安定化</u>を図る。 ・セタシジミについては、長年にわたり資源状況の低迷が続いており深刻な状況にあるため、より効果的な種苗放流や<u>資源管理の高度化等</u>の資源回復対策の強化を図る。 ・増殖事業に取り組む漁業団体への支援を強化するとともに、アユ産卵用人工河川や琵琶湖栽培漁業センターなど<u>老朽化した種苗生産拠点</u>の機能の維持や強化を図る。	気候変動への対応を追記（以下、同様）
（２）河川漁業（河川および琵琶湖を除く湖沼） ・遺伝的な保全や防疫対策の観点から、漁協が河川漁業の振興を図る目的で実施している琵琶湖産アユ種苗や良質なマス種苗を放流する取組を支援する。 ・マス類については、放流後の生残率かつ定着率が高い効果的な放流手法の開発を推進するとともに、人工産卵床の造成、禁漁区の設定または親魚放流等の再生産の助長に	（２）河川漁業（河川および琵琶湖を除く湖沼） ・遺伝的な保全や防疫対策の観点から、漁協が河川漁業の振興を図る目的で実施している琵琶湖産アユ種苗や良質なマス種苗を放流する取組を支援する。 ・マス類については、放流後の生残率かつ定着率が高い種苗の開発を推進するとともに、禁漁区の設定など<u>種苗放流の代替となる増殖技術の開発</u>を推進する。	統合に伴う削除 事業を実施しないため削除 上記、気候変動への対応追記により削除 漁業と遊漁の利用調整を追加 記述内容の文言の変更

よる増殖を推進する。 ・在来マスが生息する河川についてはそれらの保護を図るとともに、遊漁や河川漁業振興に有効な利用を促進する。 ・マス類の放流用種苗生産拠点である醒井養鱒場において良質な種苗の生産確保に努める。	・マス類の<u>漁場においては、水温環境に応じた魚種（アマゴ、イワナ）を選定し、気候変動に適応した漁場利用を推進する。</u> ・<u>多様な遊漁者のニーズに応えるため、在来マスが生息する河川についてはそれらの保護を図るとともに、遊漁や河川漁業振興に有効な利用を促進する。</u> ・マス類の放流用種苗生産拠点である醒井養鱒場が良質な種苗の<u>提供を継続できるよう、その生産機能の充実に向けた検討を進める。</u>	河川における気候変動対策を追加 文言追加 醒井養鱒場の機能強化を追記
（３）養殖漁業 ア アユ ・なわばり性が強く、友釣り用の放流種苗として優れていることや、養殖アユでは鱗が細かく姿形が美しいなど琵琶湖産アユの優れた特性を県内外に積極的にＰＲし、需要の拡大と普及を図る。	（３）養殖業 ・なわばり性が強く、友釣り用の放流種苗として優れていることや、養殖魚として鱗が細かく姿形が美しいなど琵琶湖産アユの優れた特性を県内外に積極的にＰＲし、需要の拡大と普及を図る。 ・<u>養殖および放流用種苗として利用されるヒウオ（アユ仔魚）の供給率の安定化を図る。</u> ・<u>放流用アユ種苗の流通量増大に資する健苗性を確保するため、冷水病やエドワジエラ・イクタルリ感染症の保菌検査を推進する。</u> ・アユ冷水病については、投薬や加温処理による対策の普及に努めるとともに関係機関と連携し、ワクチンによる予防技術の開発を推進する。	項目の削除 アユ苗の安定化を追加 現行計画の「（４）伝染性疾病の対策」から転記（以下、同様）
イ ビワマス等のマス類 ・高成長系養殖ビワマスの系統保存、より品質の高い養殖魚を安定して効率的に生産するための飼育技術等の研究・開発、びわサーモン振興協議会が実施する養殖ビワマスのＰＲや品質の高度化の取組を促進し、本県特産養殖魚として普及、消費拡大を推進する。 ・ニジマス、アマゴ、イワナ等のマス類について、養鱒技術の普及・指導に努める。	・<u>養殖ビワマスなど本県特産の強みを生かした養殖品種および高品質な養殖魚を生産するため、湖中養殖など新たな手法も取り入れた養殖技術を確立し、生産者団体等への普及・指導に努めるとともに、生産者団体等が行う養殖魚のPRや品質の高度化の取組を促進し、本県特産養殖魚として普及、消費拡大を推進する。</u>	項目の削除 琵琶湖の生産力を活かした湖中養殖を追記 統合に伴う削除

ウ 淡水真珠 ・真珠の振興に関する法律に基づき策定した「滋賀県淡水真珠振興計画」により、本県特産の淡水真珠養殖業の振興を図る。	・真珠の振興に関する法律に基づき策定した「滋賀県淡水真珠振興計画」により、本県特産の淡水真珠養殖業の振興を図る。	項目の削除
エ その他 ・消費者ニーズに対応し、本県特産の強みを生かした養殖品種および高品質な養殖魚を生産するための養殖技術の研究・開発を推進する。 ・安全で安心な養殖魚の供給のため、水産用医薬品の適正使用の指導に努める。 ・海産魚介類も含む幅広い魚種を対象とする陸上循環養殖生産については、技術的な情報収集と関係者からの求めに応じて必要な指導・助言に努める。	・安全で安心な養殖魚の供給のため、防疫対策の徹底による疾病の発生防止を図るほか、疾病発生時に迅速な魚病診断を可能とする検査体制を確保するとともに、水産用医薬品の適正使用に向けた指導・助言を行う。 ・陸上循環養殖について持続的養殖生産確保法に基づく届出等に係る指導を行うほか、関係者からの求めに応じた必要な指導・助言に努める。	項目の削除 統合に伴う削除 水産試験場の機能強化を追記 文言修正
（４）伝染性疾病の対策 ・アユの冷水病やエドワジエラ・イクタルリ感染症による漁業被害を低減するため、河川放流用アユ種苗の保菌検査を推進する。 ・アユ冷水病については、投薬や加温処理による対策の普及に努めるとともに関係機関と連携し、ワクチンによる予防技術の開発を推進する。 ・防疫対策を基本とした疾病の発生防止に努め、疾病が発生した場合は正確な魚病診断に基づく的確な対策指導を行うとともに関係者への普及を図る。 ・持続的養殖生産確保法に基づく特定疾病に指定されているコイヘルペスウイルス病については、既発生水域から本病の拡大防止を図るため、法に基づき引き続き防疫体制の維持に努める。		「（３）養殖業」への統合に伴う項目の削除 統合に伴う転記。以下同様。

	(4) <u>琵琶湖の生産力の評価</u> ・<u>アユやホンモロコの成長不良やニゴロブナの小型化、セタシジミの肥満度低下など、餌不足に起因する現象が見られており、漁場生産力の低下が強く疑われていることから、栄養塩からプランクトン、魚介類へのつながりに関する調査研究を進めるとともに、漁場生産力の評価および向上に関する技術を開発する。</u> ・ニゴロブナやホンモロコ、アユ、セタシジミ、ビワマス、ウナギなど水産重要種について、気候変動や漁場生産力および資源状況に応じた増殖と管理を推進する。(再掲) (5) <u>気候変動(温暖化等)への対応</u> ・<u>漁場環境モニタリング調査を継続して実施し、気候変動による漁場環境の変化についての確に把握する。</u> ・<u>漁業者の作業場所や水深等の決定の判断材料に資するため、湖水温や北湖沖合湖底での溶存酸素濃度といった漁場環境モニタリング調査結果を迅速に公表する。</u> ・<u>気候変動が水産資源に及ぼす影響を明らかにし、効果的な資源回復技術の開発を行う。</u> ・<u>アユ産卵用人工河川の機能を最大限活用し、気候変動に適応した効果的な運用を行う。</u> ・<u>温暖化の進行を緩和するため、漁業者による漁船の燃油削減運動を促進する。</u> ・<u>漁業共済への加入促進に取り組むほか、温暖化等の気候変動による自然災害等のリスクに対応する漁場や漁業施設の復旧に対する支援に努める。</u> ・<u>マス類の漁場においては、水温環境に応じた魚種(アマゴ、イワナ)を選定し、気候変動に適応した漁場利用を推進する。(再掲)</u>	水産資源の成育不良現象の増加をうけ、栄養塩から資源へのつながりと生産力の評価に関する項目を新設 アユを中心とした気候変動への対応に関する項目を新設
(5) 特定外来生物やカワウによる被害の防止措置に対する支援等 ア 外来魚対策 ・オオクチバスやブルーギルについては、琵琶湖のみならず河川や余呉湖等を含めた内	(6) <u>特定外来生物やカワウによる被害の防止対策等</u> ・オオクチバスやブルーギルについては、多様な手法を組み合わせた効果的かつ徹底的	項目の削除

水面全域における生態系の保全や漁業への被害防止に向けた更なる対策のため、多様な手法を組み合わせた効果的かつ徹底的な防除や再放流禁止のための取組を実施する。 ・今後被害が懸念されるチャネルキャットフィッシュやコクチバスなど外来生物については、生息状況の把握や効果的で効率的な防除手法の確立を推進する。さらに、チャネルキャットフィッシュについては、捕獲数が急激に増加していることから、琵琶湖における生態系や漁業への被害が顕在化する前に、徹底的な防除を実施する。	な防除や再放流禁止など、<u>生息量低減のための取組を実施する。とりわけ、オオクチバスを減らしきれていない琵琶湖北湖での効果的な駆除手法を開発し、その生息量の低減を進める。</u> ・今後被害が懸念されるチャネルキャットフィッシュやコクチバスなどの外来生物については、生息状況の把握や効果的で効率的な防除手法の確立を推進する。<u>とりわけ、チャネルキャットフィッシュについては、琵琶湖への生息域拡大の懸念が高まっていることから、瀬田川を中心に徹底的な防除を実施する。</u>	北湖でのオオクチバス対策の強化を追加 チャネルキャットフィッシュの現状を踏まえて修正
イ カワウ対策 ・カワウの防除措置および捕獲等による個体数の管理を行う。 ・近年は各種対策により、大規模なコロニーでの生息数は減少傾向にあるものの、内陸部に小規模なコロニー・ねぐらが増加しているため、総合的な管理体制を整備して、新たなコロニー・ねぐらの早期発見・対策を行うための監視を行い、飛来地での追い払い対策とともに、更に生息数を削減できるよう広域的に連携し、対策を推進する。	・カワウについては、銃器駆除が困難な内陸部でのコロニーやねぐらの増加により<u>生息数が増加していることから、広域的な連携による個体数管理を行う。また、漁場での追い払いといった市町等が実施する防除措置に対して支援を行う。</u>	項目の削除 統合に伴う削除 カワウの生息数増加に即して変更
ウ 侵略的外来水生植物対策 ・産卵繁殖施設等の機能を阻害するオオバナミズキンバイ等の侵略的外来水生植物の防除を推進する。	・産卵繁殖施設等の機能を阻害するオオバナミズキンバイ等の侵略的外来水生植物の防除を推進する。	項目の削除
2 漁場環境の再生に関する事項 (1) 漁場環境の再生 ア 琵琶湖漁業 ・持続的な污水处理システムの構築、面源負荷対策、流入河川・底質改善対策、その他水質汚濁防止対策、環境に配慮した農業の普及により良好な水質を保つことに努める。	2 漁場環境の再生に関する事項 (1) 漁場環境の再生 ・持続的な污水处理システムの構築、面源負荷対策、流入河川・底質改善対策、その他水質汚濁防止対策、<u>「環境こだわり農業」など環境に配慮した農業の普及により琵琶湖が人々の生活を支え得る健全な水環境を維持することに努める。</u>	項目の削除 現状に即して追記

・農地が持つ水源かん養機能や貯留機能の維持・向上のため、農地の面的確保や保全・整備、農業用排水施設やため池の適切な維持管理・更新を推進する。 ・ホンモロコをはじめとするコイ科魚類の卵が正常にふ化し生育できるよう、湖辺の植生や水位、水温など様々な観点から在来魚の産卵条件に即した増殖環境のあり方を検討する。 ・在来魚介類が減少し、年により、アユの成長不良やセタシジミの肥満度低下が見られることなど、漁場生産力の低下をうかがわせる事象が頻発していることから、栄養塩からプランクトン、魚介類へのつながりに関する調査研究を進めるとともに、漁場生産力向上に関する技術を開発する。 ・ヨシ群落その他の在来植物の群落は在来魚の産卵繁殖場となるなど琵琶湖の生態系や生物多様性にとって重要であり、ヨシ群落の造成等により面積は回復しつつあるが、群落内のヤナギの巨木化によるヨシの生育不良などが見られることから、地域の特性に合わせて保全・造成・再生・維持管理を推進する。 ・内湖などの湿地帯（エコトーン）は、琵琶湖固有の動植物、特に在来魚の産卵繁殖場として重要な役割を担うなど様々な価値を有していることから、<u>内湖本来の機能の保全および再生を推進する。</u> ・南湖をはじめとする琵琶湖沿岸域では、水草の過剰繁茂とその腐敗が底質や水質の悪化を招いていることから、これらの水域において 水草除去等の対策を推進する。 ・琵琶湖南湖において、シジミ漁場や在来魚の産卵繁殖場の再生を図るため、水草の除去や底泥の除去とあわせ、湖底の耕うんや平坦化、砂地の造成などを推進する。 ・水草を摂食するなど環境保全に役立つ在来魚の放流を推進する。 ・在来魚が水田に遡上し産卵・育成できるよう、琵琶湖と水田のつながりを取り戻す「魚のゆりかご水田」の取組を推進する。 ・温暖化等の気候変動による自然災害等のリスクに対応していくため、漁場環境の把握	・<u>良好な水質と水産資源を育む豊かな生態系を両立する水質管理手法を検討する。</u> ・農地が持つ水源かん養機能や貯留機能の維持・向上のため、農地の面的確保や保全・整備、農業用排水施設やため池の適切な維持管理・更新を推進する。 ・ホンモロコをはじめとするコイ科魚類の卵が正常にふ化し生育できるよう、湖辺の植生や水位、水温など様々な観点から在来魚の産卵条件に即した増殖環境のあり方を検討する。 ・ヨシ群落は在来魚の産卵繁殖の場として重要な生息環境であるため、<u>機能の回復・保全等</u>を推進する。 ・内湖などの湿地帯（エコトーン）は、在来魚の産卵繁殖場として重要な役割を有していることから、その機能の保全および再生を推進する。 ・<u>在来魚の回復の兆しが見られている琵琶湖南湖の漁場再生をより確実なものとするため、水草除去による漁場改善と魚類の移動経路の確保、造成した砂地の適切管理、水草を摂食するなど環境保全に役立つ在来魚の放流を推進する。</u> ・在来魚が水田に遡上し産卵・育成できるよう、琵琶湖と水田のつながりを取り戻す「魚のゆりかご水田」の取組を推進する。	水産資源の成長不良減少の増加を受け追加 「Ⅳ 滋賀県内水面漁業の進行に関する計画」の「1 水産資源の回復・養殖に関する事項」の「（４）琵琶湖の生産力の評価」へ転記 文言修正 文言修正 現状に即して文言変更 統合による削除（以下、同様） 「（５）気候変動（温暖化等）への対
--	--	--

に努める。		応」の項目新設による削除
イ 河川漁業（河川および琵琶湖を除く湖沼） ・水質汚濁防止法等に基づき、水質の監視を行うとともに、水質の悪化の原因である生活排水や工場・事業排水等の対策を推進し、水質の保全に努める。 ・将来にわたり動植物の生息・生育・繁殖環境が保全されるよう、それぞれの河川における水管理の現状を踏まえ、利水者および地域住民の協力を得ながら引き続き適正な水管理に努める。 ・河川流況の的確な把握に努め、流域における適切な水利用に向けた取組を推進する。 ・農業用水の適正管理について関係者間の意識共有を図るとともに、節水型のシステムへの転換と農業排水の循環利用等の対策により、用水の節水や濁水の流出防止の取組を推進する。 ・<u>農地が持つ水源かん養機能や貯留機能の維持・向上のため、農地の面的確保や保全・整備、農業用排水施設やため池の適切な維持管理・更新を推進する。（再掲）</u> ・森林から琵琶湖までの土砂移動が魚類の産卵環境等の形成に大きく関係するため、流域での土砂の発生からその有効活用等までの総合的な視点により、河川における魚類の生息環境の保全手法を検討する。 ・陸水域における生物生息環境の連続性の確保を図るため、魚類等が琵琶湖と河川を行き交い、河川において遡上・降下が容易にできるよう、効果的な魚道の整備や維持管理に努める。 （２）森林の整備および保全 ・水源林の適正な保全および管理、森林資源の循環利用による適切な森林整備の推進、森林生態系の保全に向けた対策の推進、その他、森林の整備および保全を推進する。 （３）自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備の推進	項目の削除 ・水質汚濁防止法等に基づき、水質の監視を行うとともに、水質の悪化の原因である生活排水や工場・事業排水等の対策を推進し、水質の保全に努める。 ・将来にわたり動植物の生息・生育・繁殖環境が保全されるよう、それぞれの河川における水管理の現状を踏まえ、利水者および地域住民の協力を得ながら引き続き適正な水管理に努める。 ・河川流況の的確な把握に努め、流域における適切な水利用に向けた取組を推進する。 ・農業用水の適正管理について関係者間の意識共有を図るとともに、節水型のシステムへの転換と農業排水の循環利用等の対策により、用水の節水や濁水の流出防止の取組を推進する。 項目削除による削除 ・森林から琵琶湖までの土砂移動が魚類の産卵環境等の形成に大きく関係するため、流域での土砂の発生からその有効活用等までの総合的な視点により、河川における魚類の生息環境の保全手法を検討する。 ・陸水域における生物生息環境の連続性の確保を図るため、魚類等が琵琶湖と河川を行き交い、河川において遡上・降下が容易にできるよう、効果的な魚道の整備や維持管理に努める。 （２）森林の整備および保全 ・水源林の適正な保全および管理、森林資源の循環利用による適切な森林整備の推進、森林生態系の保全に向けた対策の推進、その他、森林の整備および保全を推進する。 （３）自然との共生および環境との調和に配慮した河川整備の推進	

・国が示す「多自然川づくり基本指針」および滋賀県の河川整備計画に基づき、河川の工事に際しては河道状況や流域の特性に応じて、自然の営力により、それぞれの川が本来有すべき河原、瀬・淵、多様な水際などの川相が形成・維持される河道が創出できるように努める。 ・「生物多様性しが戦略」に基づき、河川・湖岸環境や河畔林、湖岸林の保全・回復にあたっては、「エコロジカル・コリドー」（生態回廊）としての機能に配慮するよう努める。	・国が示す「多自然川づくり基本指針」および滋賀県の河川整備計画に基づき、河川の工事に際しては河道状況や流域の特性に応じて、自然の営力により、それぞれの川が本来有すべき河原、瀬・淵、多様な水際などの川相が形成・維持される河道が創出できるように努める。 ・「生物多様性しが戦略」に基づき、河川・湖岸環境や河畔林、湖岸林の保全・回復にあたっては、「エコロジカル・コリドー」（生態回廊）としての機能に配慮するよう努める。	
3 内水面漁業の健全な発展に関する事項 (1) 効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成 ・<u>流通等をはじめとした経営基盤の強化を図るため、組合員数の減少や経営状況等の各漁協の実情を踏まえ、関係者の合意のもとに漁協の合併等について指導、助言を行う。</u> ・漁協等の<u>協同組合</u>の運営の健全性を向上させるため、組合経営に関する法令順守および会計業務に関して適切な指導・助言を行うとともに定期的に役職員等を対象とした研修会を開催する。 ・漁業セーフティネット（漁業共済等）の構築に向けた取組や、温暖化等の気候変動による自然災害等のリスクに対応する漁場や漁業施設の復旧に対する支援に努める。 ア 琵琶湖漁業 ・浜の活力再生プラン（浜プラン）の策定や実施等を通じ、地域における漁獲量の増大や魚価の向上、販路拡大などの漁業者の所得向上に向けた取組の促進に努める。 ・琵琶湖産魚介類のブランド化や流通の多様化、消費拡大の取組を促進する。	3 内水面漁業の健全な発展に関する事項 (1) <u>効率的かつ安定的な漁業経営の促進</u> ・<u>経営基盤の強化と集荷、販売といった流通機能および組合員サービスの充実を図るため、漁協組織のさらなる再編を進め、広域漁協の運営の円滑化に向けた支援を行う。</u> ・漁協等の運営の健全性を向上させるため、組合経営に関する法令順守および会計業務に関して適切な指導・助言を行うとともに定期的に役職員等を対象とした研修会を開催する。 ・漁業共済への加入促進に取り組むほか、温暖化等の気候変動による自然災害等のリスクに対応する漁場や漁業施設の復旧に対する支援に努める。（再掲） ・浜の活力再生プラン（浜プラン）の策定や実施等を支援し、地域における漁獲量の増大や魚価の向上、販路拡大などの漁業者の所得向上に向けた取組の促進に努める。 ・<u>取り扱い魚の品質に応じた適正魚価を実現するため、漁業者が取り組む漁獲物の鮮度保持と規格化等の取組を支援する。</u> ・琵琶湖産魚介類のブランド化、<u>未利用水産資源（ニゴイ等）の有効活用、産地から消費地に至るまでの革新的な湖魚流通の展開等により、水産物の消費拡大の取組を促進</u>	項目の名称変更 さらなる組織再編について記述 文言修正 漁協共済開始に伴う文言修正 項目の削除 漁家収入拡大に向けた流通対策について記述（以下同様）

・ICT を活用した漁獲データの収集・解析による漁獲の効率化や技術継承を推進する。 ・既存漁法の効率化や新規漁法の開発・導入など、漁業の効率化を進めるため、普及指導の強化や漁業制度の見直し検討を進める。 ・6 次産業化について、専門家派遣や普及活動等を通じ、各事業者の特色ある取組への支援に努める。	する。 ・琵琶湖産魚介類の県域での集出荷体制を確立するとともに、大都市圏への多様な流通経路の拡充を促進する。 ・ICT 等を活用した新たな流通・販路開拓の取組を支援する。 ・既存漁法の効率化や新規漁法の開発・導入による漁業の収益性の向上を図るため、漁業制度の見直し検討を進める。 ・漁船リース事業の導入や融資制度の運用などによる漁業経営の安定化を支援する。 ・漁港関連施設の有効活用および利用適正化の取組を支援する。 ・漁船や漁具・漁網などの周辺関連事業者などの確保に関する取組を進める。	目的の変更に伴う文言変更 漁業経営の安定に関する記述を追加 現状を踏まえて削除 安定した操業環境の整備に関する取組について追加（以下、同様）
イ 河川漁業 ・河川漁業においては、釣り教室の開催、ホームページやSNS 等による釣り場情報の発信、遊漁者との協働による魅力ある漁場づくりなど、河川漁場の遊漁者を増加させ、遊漁収入を増やすための取組を促進する。 ・河川の魅力体験（川で魚を観て触って食べる）や、地域での放流体験活動の開催など、河川漁業に対する県民の理解や関心を高める取組を促進する。 ・河川漁協の経営改善と安定化の観点から、漁協の定める漁業権行使および遊漁のルール、増殖手法、漁業と遊漁およびその他レクリエーションとの水面利用上の調整等について指導・助言を行う。	・河川漁協等が実施する、釣り教室、ホームページやSNS 等による釣り場情報の発信等による河川漁場の遊漁者を増やすための取り組みに対して支援する。 ・河川漁協の経営改善と安定化の観点から、漁協の定める漁業権行使および遊漁のルール、増殖手法、漁業と遊漁およびその他レクリエーションとの水面利用上の調整等について指導・助言を行うとともに、遊漁の電子手帖「FiShiga（フィッシガ）」の運用により遊漁の適正化を推進する。 ・河川漁協組合員が中心となって河川漁場を持続的に管理できる体制の構築に努める。	項目の削除 文言修正 「（５）本県漁業に対する理解と関心の増進」への転記 フィッシガの導入について追記 国方針に従って追加

(2) 人材の育成および確保 - 琵琶湖漁業においては国や関係団体が開催する漁業就業希望者を対象とする就業相談会への滋賀県漁業協同組合連合会等の参加を促進する。 - 琵琶湖漁業への新規就業希望者の漁業現場での短期、中期研修の開催や国の長期研修への誘導等に取り組む。 - 担い手の経営や流通販売スキルの向上のための機会の提供や支援に努める。 - 担い手確保のため、住居あっせん等の支援や漁労技術の効率的な継承のためのICT活用などを推進する。 - 漁協女性部の活動支援、販売事業や漁業組織の意思決定への女性の参画を促進する。 - 漁労技術やふなずし造りなどの漁村文化の継承など、ベテラン漁業者の知識・経験を活かした地域の取組の促進に努める。 - 河川漁業の組合員の漁業活動に必要な経営能力の向上のため、自らが遊漁者に対して漁協の役割や漁場の魅力を伝える取組を支援する。 (3) 商品開発や消費拡大の取組等への支援 - 本県水産物の魅力や付加価値の向上、流通促進につながる商品開発や水産加工の高度化に係る取組を促進する。 - 県のホームページやSNSなどを効果的に活用して、琵琶湖八珍をはじめ琵琶湖めぐみである湖産魚介類等、本県水産物の魅力や美味しさ、購入先などの情報を発信する。<u>あわせて、東京における県の情報発信拠点である「ここ滋賀」を効果的に活用す</u>	(2) 人材の育成および確保 <u>漁業就業希望者を対象とする就業相談窓口業務の充実を図る。</u> <u>市町等との連携により新規漁業就業者の移住を支援する。</u> - 琵琶湖漁業への新規就業希望者の漁業現場での短期、中期研修の開催や国の長期研修への誘導に加え、<u>着業後の経営安定に向けた漁船・漁具の購入支援等に取り組む。</u> - 担い手の漁家経営や流通販売スキルの向上のための機会の提供や支援に努める。 - 漁協女性部の活動支援、販売事業や漁業組織の意思決定への女性の参画を促進する。 - 河川漁業の経営能力の向上のため、自らが遊漁者に対して漁協の役割や漁場の魅力を伝える取組を支援する。 <u>漁業者の活動に寄り添う水産業普及指導員の活動体制を強化する。</u> (3) <u>湖魚の消費拡大の取組等への支援</u> <u>観光関連事業等と連携した湖魚を活かした食事メニューの開発や漁業体験等の体験型観光プログラム等による湖魚の消費喚起に取り組む。</u> - 本県水産物の魅力や付加価値の向上、<u>未・低利用魚の消費促進</u>につながる商品開発や水産加工の高度化に係る取組を促進する。 - 県のホームページやSNSなどを効果的に活用して、琵琶湖八珍をはじめ琵琶湖めぐみである湖産魚介類等、本県水産物の魅力や美味しさ、購入先などの情報を発信し、本県水産物の県内外へのPRを推進し、消費拡大を図る。	現状に即して追加（以下、同様） 統合による削除 現状に即して追記 状況を踏まえて削除 「(5) 本県漁業に対する理解と関心の増進」への転記 文言の修正 普及指導員の活動の体制強化を追加 文言の修正 観光関連事業との連携について追加 文言の追加 現状に即して修正
--	--	---

<u>ることなどにより、本県水産物の県内外へのPRを推進し、消費拡大を図る。</u> ・本県水産業を<u>観光資源</u>として活用するため、商工・観光事業者と連携し、<u>日本遺産や日本農業遺産に認定されている</u>本県ならではの伝統漁法、郷土食等を活用した農泊や特産品づくりなどの商品開発を促進し、国内はもとより海外からの観光客や消費者への情報発信を図る。	・本県水産業の<u>地域資源</u>としての<u>価値</u>を活用するため、商工・観光事業者と連携し、世界農業遺産の構成要素に認定されている本県ならではの伝統漁法、郷土食等を活用した農泊や特産品づくりなどの商品開発を促進し、国内はもとより海外からの観光客や消費者への情報発信を図る。	文言の修正
(4) 多面的機能の発揮に資する取組への支援 ・内水面漁業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、漁業者と地域住民が連携して行う河川・湖沼の水草除去、「漁民の森づくり」等の取組、清掃等の内水面に係る生態系の維持・保全のための活動、<u>環境教育、漁業体験等の教育と啓発の場の提供</u>、地域における食文化、伝統文化の伝承機会の提供等の取組を支援する。	(4) 多面的機能の発揮に資する取組への支援 ・<u>漁村の活性化に資するため、湖魚の販売や料理の提供、漁村の魅力を活かした宿泊施設といった、地域の特色を活かした「湖業（うみぎょう）」の展開を支援する。</u> ・内水面漁業の有する多面的機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるよう、漁業者と地域住民が連携して行う河川・湖沼の水草除去、「漁民の森づくり」等の取組、清掃等の内水面に係る生態系の維持・保全のための活動、地域における食文化、伝統文化の伝承機会の提供等の取組を支援する。	湖業について追加 現状に即して修正
(5) 本県漁業に対する理解と関心の増進 ・体験型の環境学習や環境教育の推進、学校給食での湖魚等の利用促進、<u>広報・啓発の実施を通じて、県民の本県水産業に対する理解と関心の増進に努める。</u> ・他の地域で見られない琵琶湖漁業の独自性や価値について、琵琶湖と共生する農林水産業『森・里・湖（うみ）に育まれる漁業と農業が織りなす「琵琶湖システム」』の日本農業遺産認定も活用し、国内外に情報を発信する。	(5) 本県漁業に対する理解と関心の増進 ・<u>若者や子育て世代などの消費者に向けた湖魚食文化の魅力訴求を図るとともに、体験型環境学習や学校給食、食育活動での湖魚の利用を促進する。</u> ・<u>漁業体験やふなずし講習会等の漁協が行う取組を支援し、漁村関連人口の拡大を図る。</u> ・<u>河川漁協と遊漁者の協働による魅力ある漁場づくりや地域にある宿泊業といった他産業との連携を促進することで河川漁業の関連人口の増加を図る。</u> ・<u>河川の魅力体験（川で魚を観て触って食べる）や、地域での放流体験活動の開催など、</u>	湖魚食の普及、利用促進を追加 現行計画「(2) 人材の育成および確保」から転記 現行計画「3 内水面漁業の健全な

	<u>河川漁業に対する県民の理解や関心を高める取組を促進する。</u>	発展に関する事項」の「(1) 効率的かつ安定的な内水面漁業の経営の育成」から転記
	・消費者等による漁村応援活動の促進、市町による漁村活性化に対する支援、広報・啓発の実施等を通じて、県民の本県水産業に対する理解と関心の増進に努め、ファンの増加を図る。	基本計画に沿ってファンの拡大を追加
4 その他内水面漁業の振興に関する重要事項	4 その他内水面漁業の振興に関する重要事項 (1) 試験研究および学びに資する施設の機能強化 ・水産試験場と醒井養鱒場における先進的研究、種苗供給、学習機会の提供および観覧展示等の機能を強化し、水産業の発展に資する試験研究の推進と水産業についての県民の学びの機会を創出する。	水産試験場と醒井養鱒場の機能強化に関する項目の追加
(1) 内水面漁業の振興に関する協議会の設置 ・共同漁業権者より水産資源の回復、漁場環境の再生その他内水面漁業の振興に関し必要な措置について協議会設置の申し出があった場合、必要に応じて協議会を設置し、課題の解決を図る。	(2) 内水面漁業の振興に関する協議会の設置 ・共同漁業権者より水産資源の回復、漁場環境の再生その他内水面漁業の振興に関し必要な措置について協議会設置の申し出があった場合、必要に応じて協議会を設置し、課題の解決を図る。	
	(3) 頻発・大規模化する自然災害への対応 ・近年頻発している大規模水害等の自然災害による被害を最小化するため、水害等が水産資源に与える影響の評価や被害を受けた水産資源の早期の回復方法、水産資源への影響が少ない復旧工事等の検討を推進する。 ・ダムの事前放流に係る情報等を関係者間で共有するための連携体制を構築する。	国方針に従って項目の追加
5 令和7年度の目標とする指標	5 令和12年度の目標とする指標	年度の更新

	・琵琶湖の漁獲量 ・新規漁業就業者数 ・琵琶湖の水産物を食べた県民の割合 等	
--	--	--